

利府町第5期障がい者計画

(令和6年度～令和11年度)

第7期障がい者福祉計画・第3期障がい児福祉計画

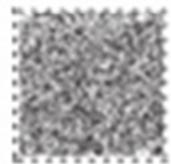
(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月

利府町

この冊子には音声コード (Uni-Voice) が各ページ (奇数ページは右下、偶数ページは左下) に印刷されています。Uni-Voice アプリで読み取ると、内容を音声で聞くことができます。



はじめに



町民の皆様におかれましては、日頃から利府町の障がい福祉行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国の障がい福祉施策においては、障がい者等の地域生活の支援体制の充実や、多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進、障がいを理由とする差別の解消の推進等のための様々な法整備が行われ、障がいのある人を取り巻く環境の変化に合わせた施策等が総合的に進められております。

本町におきましても平成18年度に「利府町障害者計画・障害福祉計画」を策定し、その後も時代の変化や障がいのある方のニーズに対応するため、計画の見直しを行いながら、障がいのあるなしにかかわらず、住み慣れた地域の中で自立し、自分らしく暮らせる地域社会の実現を目指し、障がい福祉施策の推進に努めてまいりました。

この度、第4期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の計画期間が終了することから、これまでの取組の成果と今後の課題を踏まえて、障がい福祉施策を推進するに当たっての指針となる「第5期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定しました。

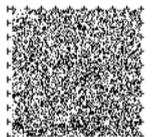
障がい者施策の基本的な事項や理念を定めた本計画では現計画の基本理念である「たがいを認め合い ともに生きる 心ゆたかなまちづくり」を継承し、情報提供の充実や障がい等に対する理解及び差別解消の推進などに取り組み、すべての町民がお互いの個性と人格を認め合い、協力しあいながら自分らしく生活できる、こころ豊かな地域社会づくりを目指してまいります。

計画の実現に向けては、町民の皆様、関係機関や関係団体等の皆様と協働して取り組んでいくことが重要であると考えておりますので、今後も、本計画の推進に当たり、一層の御理解、御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり貴重な御意見をいただきました町民の皆様をはじめ、関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

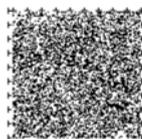
利府町長 熊谷 大



◆◆目 次◆◆

第1編 第5期障がい者計画

第1章 計画の策定にあたって.....	2
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	2
第2節 法令の根拠.....	3
第3節 計画の性格・位置づけ.....	4
第4節 計画の期間.....	5
第5節 計画の対象.....	5
第6節 障害保健福祉圏域.....	5
第2章 障がいのある人を取り巻く状況.....	6
第1節 人口の推移.....	6
第2節 障がいのある人の状況.....	7
第3節 障がいのある子どもの状況.....	13
第4節 ヒアリング調査結果の概要.....	15
第3章 第4期障がい者計画の取組状況.....	20
第1節 障がい者計画の取組状況.....	20
第4章 計画の基本理念と基本目標.....	24
第1節 計画の基本理念.....	24
第2節 計画の基本目標.....	25
第3節 施策の体系.....	26
第5章 障がい者計画の展開.....	29
基本目標Ⅰ 自分らしい暮らしへの支援体制づくり.....	29
1 相談支援・情報提供の充実.....	29
2 福祉サービスの充実.....	30
3 療育支援体制の充実.....	31
4 保健・医療の連携.....	32
基本目標Ⅱ 自立と社会参加・就労への支援と促進.....	33
1 障がいのある子どもへの支援の充実.....	33
2 雇用・就労の促進.....	34
3 社会参加の促進.....	35



基本目標Ⅲ 共に生きる地域社会づくり.....	36
1 住みよい生活環境の整備.....	36
2 防犯・防災対策の推進.....	37
3 障がいへの理解・差別解消に向けた取組の推進.....	38
4 地域で支える取組の推進.....	39

第2編 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

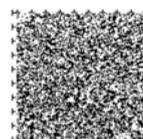
第1章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における国の 基本指針.....	42
第1節 国の基本的理念.....	42
第2節 国の基本的な考え方.....	43
第2章 計画の目標.....	44
第1節 第6期障がい福祉計画等の目標達成状況.....	44
第2節 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における成果目標.....	49
第3節 障がい福祉計画における障害福祉サービス等の見込量と確保のための 方策.....	57
第4節 障がい児福祉計画における児童福祉法に基づくサービス等の見込量と 確保のための方策.....	74

第3編 計画の推進体制

第1章 計画の推進体制.....	80
第1節 庁内の推進体制と町民・関係機関等の連携.....	80
第2節 国・県・近隣市町村との連携・協力.....	80
第3節 地域自立支援協議会.....	80
第4節 虐待防止への取組.....	81
第5節 計画についての広報・啓発の推進.....	81
第6節 計画の達成状況の点検と評価.....	81

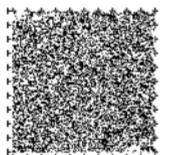
資料編

1 宮城東部地域自立支援協議会の組織図.....	82
2 利府町障がい者計画等策定懇話会設置要綱.....	83
3 利府町障がい者計画等策定懇話会委員名簿.....	84
4 利府町第5期障がい者計画等策定経過.....	85
5 用語集.....	86



第1編

第5期障がい者計画



第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

国では、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」をはじめとする関連法の改正や「障害者差別解消法」の施行などを行っており、障がい^{※1}のある人の自立支援、社会参加に向けた施策が総合的に進められてきています。

本町では、障害者基本法に基づく「利府町障がい者計画」を策定し、ノーマライゼーション^{※2}の考え方を基本に、障がいのあるなしにかかわらず、住み慣れた地域の中で自立し、自分らしく暮らせる地域社会づくりを推進してきました。

また、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づき、3年ごとにサービスの目標量を定める「障がい福祉計画」を策定し、必要なサービス量を充実させるため、サービス提供体制の確保に取り組んできました。同時に、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を策定し、障がい児支援のニーズの環境整備等に取り組んできました。

全国的に少子高齢化が進んでおり、本町においても障がいのある人や、主たる介助者となっている家族の高齢化が進んでおり、経済的自立や社会参加の面での支援の在り方が課題となっています。

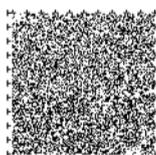
また、障がいを理由とする差別の解消、障がいのある人の地域生活への理解の促進、雇用・就労の促進施策、また様々な情報入手の面での不便さの解消に向けた取組なども重要な課題となっています。

本計画は、利府町に住む障がいのある人や家族が、障がいによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するインクルーシブ^{※3}な社会の実現を目指すとともに、国の障害者制度の動向等も踏まえ、安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するための指針として策定したものです。

※1 本文中の「障害」の「害」は、法律・政令、固有名称などで定められている表記については「害」を使用していますが、それ以外の部分についてはひらがな表記の「がい」で統一しています。

※2 障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのない人と同じように社会で暮らしていけるようにしようという考え方。

※3 「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」という社会政策の理念。



第2節 法令の根拠

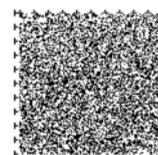
「利府町障がい者計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」に位置づけられ、利府町の障がい者施策を総合的に推進することを目的とした計画です。

「利府町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」に位置づけられ、障がいのある人の日常生活や社会生活を総合的に支援するために、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する数値目標や、サービスごとの必要な見込量などを定める計画です。

「利府町障がい児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置づけられ、障がい児支援の提供体制の確保と円滑な実施を図るための計画であり、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるものとされています。

本計画は、これら3つの計画の目的と特徴を踏まえ、各計画に必要な事項を盛り込みながら、利府町の障がい者施策を総合的に推進していくための計画として、一体的に策定するものです。

	法的位置づけ	計画の役割
障がい者計画	障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」	障害福祉施策の最も基本的な理念と事業を展開する指針を明らかにするもの。
障がい福祉計画	障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」	障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込、その確保のための方策などを示すもの。
障がい児福祉計画	児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」	「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を一体化して策定するもの。

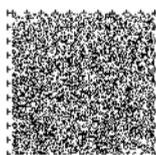
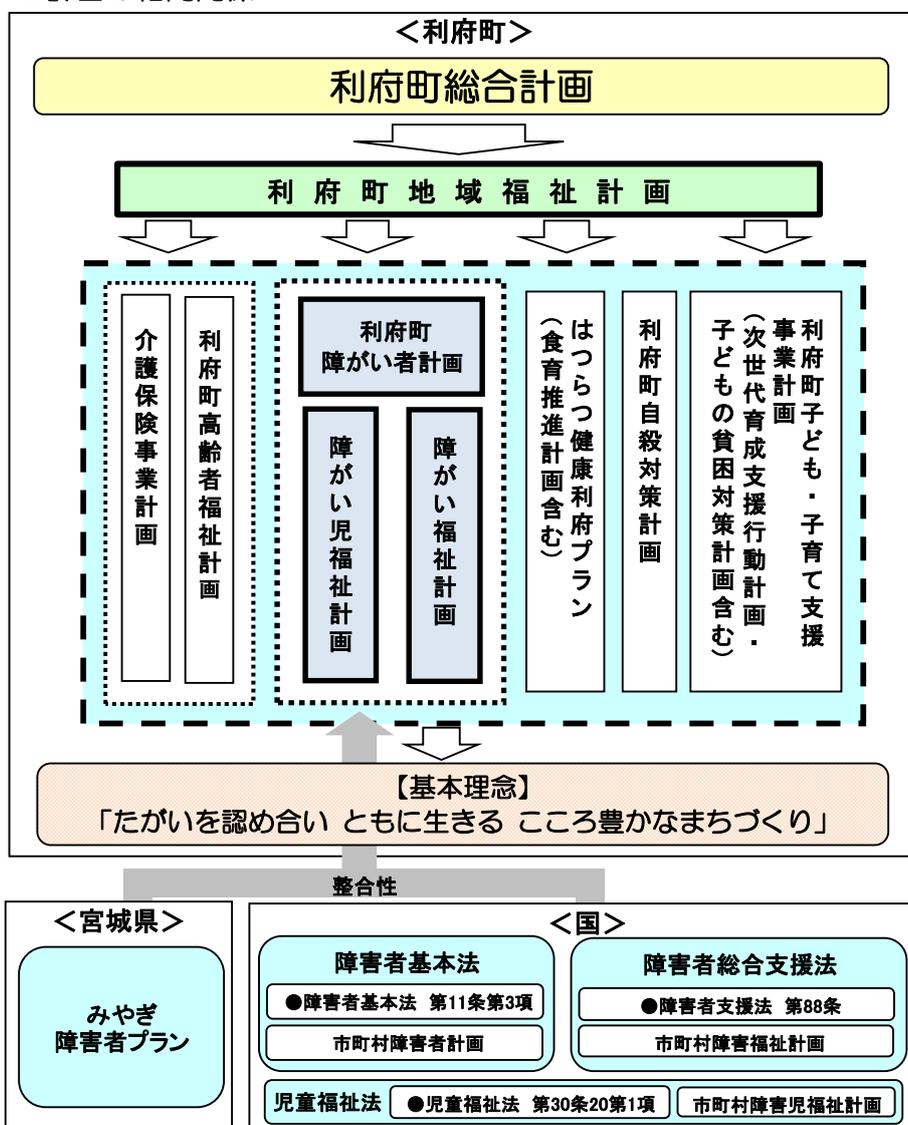


第3節 計画の性格・位置づけ

利府町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、本町の目指すまちづくりの方向性とこれを実現するための指針となる「利府町総合計画」を上位計画とし、「利府町地域福祉計画」に定める地域福祉の理念を具体化するための障害福祉分野における個別計画として位置づけられるものです。

また、計画の策定にあたっては、「利府町地域福祉計画」「利府町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「利府町子ども・子育て支援事業計画」「はつらつ健康利府プラン」「利府町自殺対策計画」等の諸計画との整合性を図りながら策定するものです。

■計画の相関関係



第4節 計画の期間

計画期間は、「利府町第5期障がい者計画」が令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とします。ただし、法改正等の国の動向その他社会経済状況の変化に対応し、必要に応じて見直しを行います。

■計画期間

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利府町第4期障がい者計画 (令和3～5年度)			利府町第5期障がい者計画 (令和6～11年度)					
第6期障がい福祉計画 (令和3～5年度)			第7期障がい福祉計画 (令和6～8年度)			第8期障がい福祉計画 (令和9～11年度)		
第2期障がい児福祉計画 (令和3～5年度)			第3期障がい児福祉計画 (令和6～8年度)			第4期障がい児福祉計画 (令和9～11年度)		
		見直し			見直し			見直し

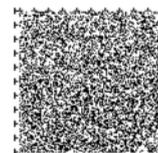
第5節 計画の対象

本計画の対象は、すべての町民、地域団体、障害福祉サービス事業所、企業、関係機関などとなります。また、障がいのある人の定義については、障害者基本法第2条第1項の規定に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。高次脳機能障がいのある人、難病患者もこの定義の「障がい者」に含まれます。

第6節 障害保健福祉圏域

広域的に利用される障害福祉サービスの提供体制を整備するため、宮城県では「障害保健福祉圏域」を設定しています。

利府町は、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村の六市七町一村で構成されている「仙台地域障害保健福祉圏域」に属しており、「圏域ビジョン」（障害保健福祉圏域ごとの障害福祉サービスの基盤整備の方針）を踏まえつつ、状況に応じて広域（塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町の二市三町で構成する宮城東部地域）でサービスの充実に努めます。



第2章 障がいのある人を取り巻く状況

第1節 人口の推移

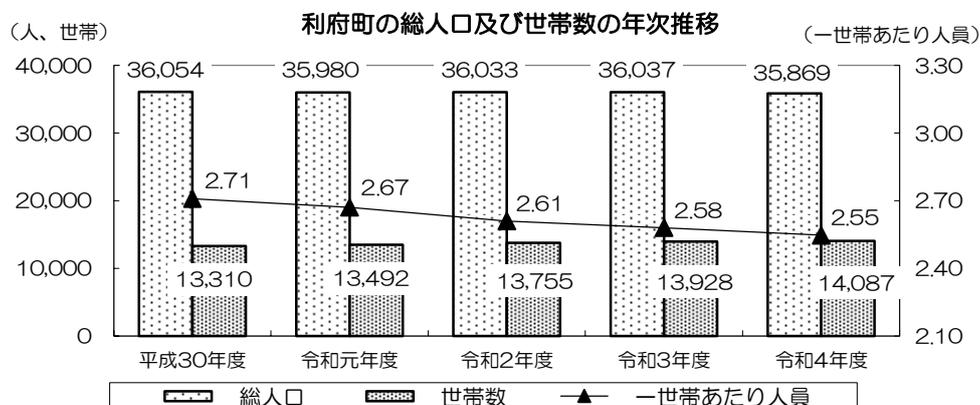
本町における総人口・総世帯数は、令和4年度末で35,869人、14,087世帯となっています。一方、一世帯あたりの人員数は令和4年度末で、2.55人と減少で推移しており、核家族世帯、単身世帯の増加が推測されます。

年齢別にみると、15歳から64歳までの生産人口比率、0歳から14歳までの年少人口比率が減少する一方、65歳以上の老年人口比率は増加で推移し、少子高齢化となっております。

■利府町の総人口推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口（人）	36,054	35,980	36,037	36,033	35,869
増加率	-0.5%	-0.2%	0.0%	0.1%	-0.5%
世帯数（世帯）	13,310	13,492	13,928	13,755	14,087
増加率	0.6%	1.4%	1.3%	1.9%	1.1%
一世帯あたり人員（人）	2.71	2.67	2.59	2.61	2.55

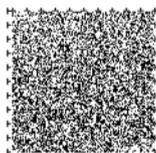
資料：町民課（各年度末現在）



■利府町の年齢3区分別人口の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年少人口(0歳～14歳)（人）	5,328	5,236	5,142	5,088	4,936
人口構成比率	14.8%	14.6%	14.3%	14.1%	13.8%
生産人口(15歳～64歳)（人）	22,611	22,358	22,214	22,060	21,820
人口構成比率	62.7%	62.1%	61.6%	61.1%	60.8%
老年人口(65歳以上)（人）	8,115	8,386	8,677	8,949	9,113
人口構成比率	22.5%	23.3%	24.1%	24.8%	25.4%

資料：町民課（各年度末現在）



第2節 障がいのある人の状況

1 障害者手帳所持者数の推移

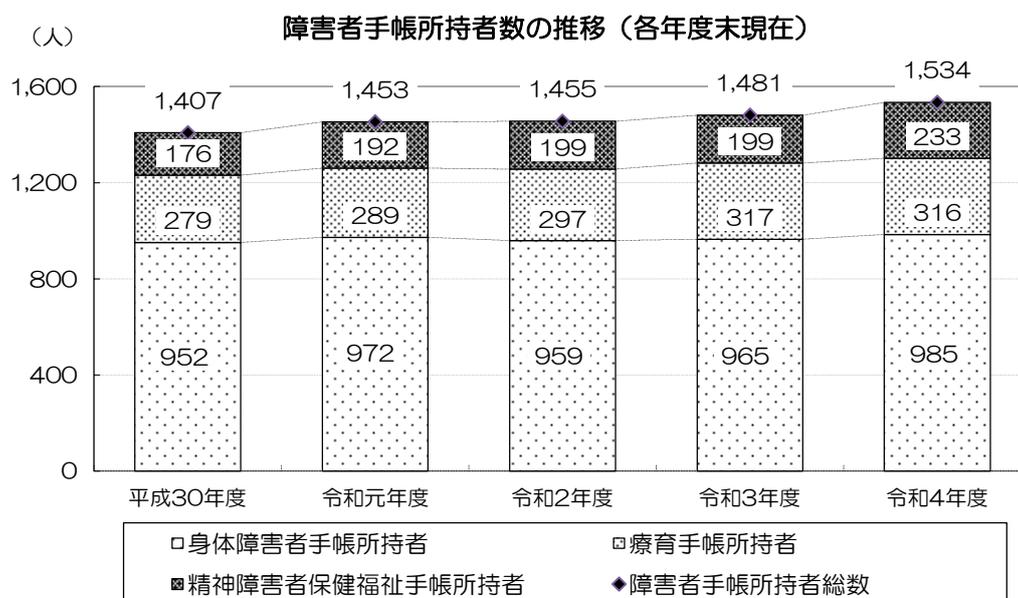
本町の障害者手帳所持者数は、「身体障害者手帳所持者」「療育手帳所持者」「精神障害者保健福祉手帳所持者」すべてで増加しており、令和4年度末で1,534人と平成30年度と比較し、9.0%の増加となっています。

また、障がい種別では、身体障がい者が985人と全体の6割以上を占めており、特に精神障害者保健福祉手帳所持者が1.32倍の増加となっています。

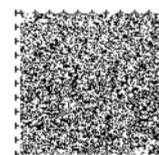
■障害者手帳所持者数の推移

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数(人)	構成比	人数(人)	構成比	人数(人)	構成比	人数(人)	構成比	人数(人)	構成比
身体障害者手帳所持者	950	67.7%	972	66.9%	959	65.9%	965	65.2%	985	64.2%
療育手帳所持者	279	19.8%	289	19.9%	297	20.4%	317	21.4%	316	20.6%
精神障害者保健福祉手帳所持者	176	12.5%	192	13.2%	199	13.9%	199	13.4%	233	15.2%
障害者手帳所持者数(合計)	1,405	100%	1,453	100%	1,455	100%	1,481	100%	1,534	100%

資料：地域福祉課（各年度末現在）



資料：地域福祉課（令和4年度末現在）



2 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者の障がい種別では、令和4年度末時点で「肢体不自由」が全体の約半数（47.8%）で最も多く、次いで「内部障害」（38.8%）が多くなっています。ともに増加傾向で推移しており、特に「内部障害」が平成30年度と令和4年度での割合を比較して37.6%から38.8%と1.2%増となっています。一方で「音声・言語障害」は1.7%から1.3%と若干の減となっています。

また、身体障害者手帳所持者の等級別では、「1級」「4級」「3級」「2級」の順で多く、令和4年度現在で「1級」と「2級」の重度の割合があわせて約5割となっており、最も多い「1級」と「4級」が増加傾向にあります。

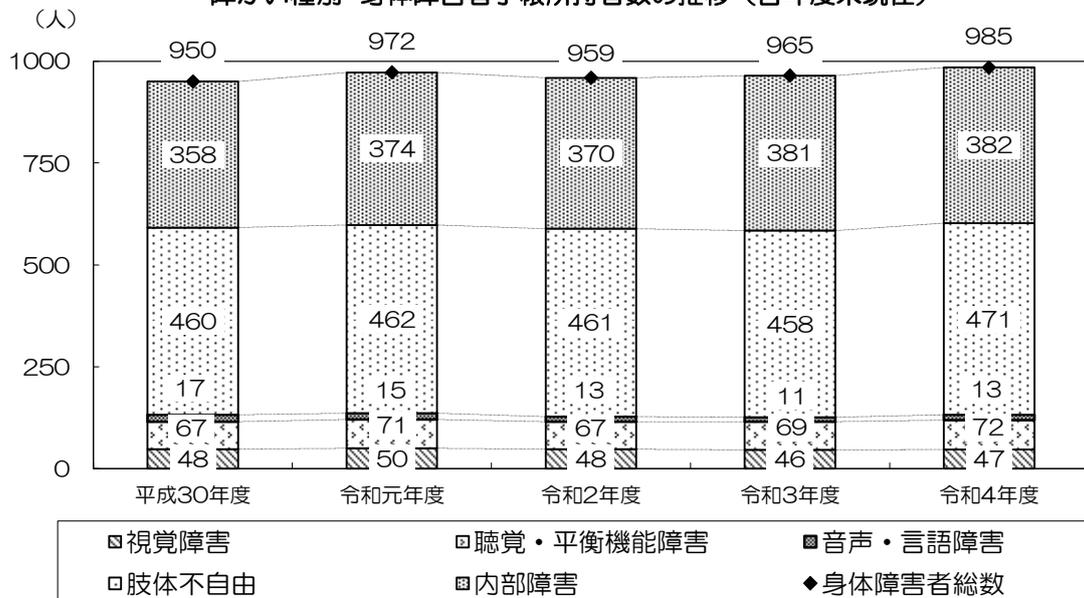
■障がい種別 身体障害者手帳所持者数の推移

（単位：人）

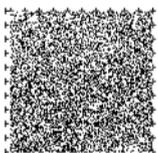
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	48	50	48	46	47
聴覚・平衡機能障害	67	71	67	69	72
音声・言語障害	17	15	13	11	13
肢体不自由	460	462	461	458	471
内部障害	358	374	370	381	382
身体障害者手帳所持者数	950	972	959	965	985

資料：地域福祉課（各年度末現在）

障がい種別 身体障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）



資料：地域福祉課（各年度末現在）



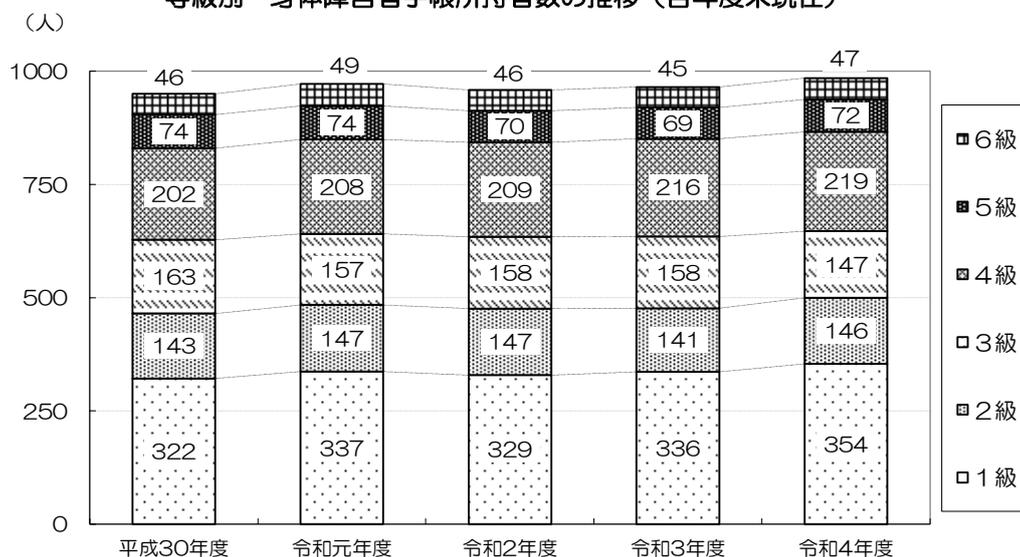
■等級別 身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

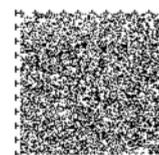
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	322	337	329	336	354
2級	143	147	147	141	146
3級	163	157	158	158	147
4級	202	208	209	216	219
5級	74	74	70	69	72
6級	46	49	46	45	47
身体障害者 手帳所持者数	950	972	959	965	985

資料：地域福祉課（各年度末現在）

等級別 身体障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）



資料：地域福祉課（各年度末現在）



3 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者の判定別では、「B判定」が増加で推移しており、令和4年度で「B判定（中軽度）」が65.2%、「A判定（重度）」が40.8%となっていますが、ともに増加傾向にあります。

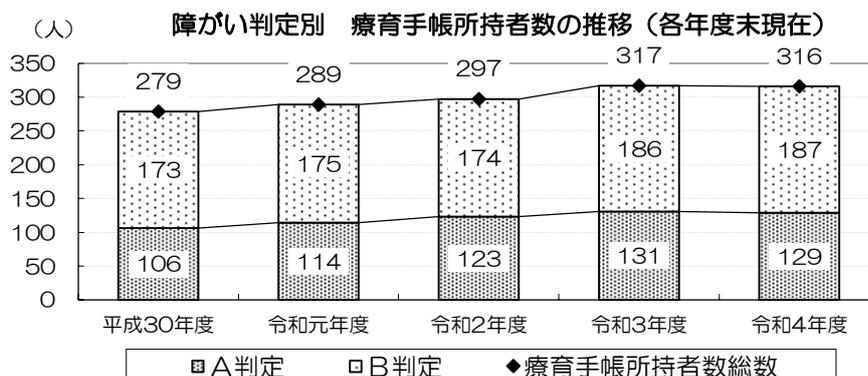
また、年齢別では、平成30年度と比較し令和4年度では、「18歳以上」が18.4%、「18歳未満」が4.8%の増加となっています。

■障がい判定別 療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A判定	106	114	123	131	129
B判定	173	175	174	186	187
療育手帳所持者総数	279	289	297	317	316

資料：地域福祉課（各年度末現在）

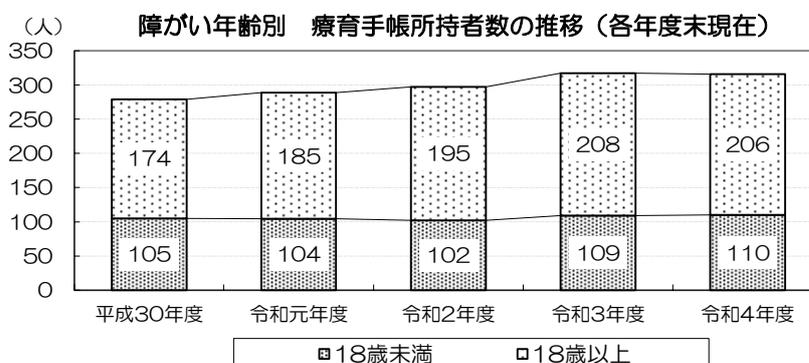


■障がい年齢別 療育手帳所持者数の推移

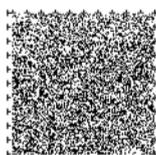
(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	105	104	102	109	110
18歳以上	174	185	195	208	206
療育手帳所持者総数	279	289	297	317	316

資料：地域福祉課（各年度末現在）



資料：地域福祉課（各年度末現在）



4 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の内訳では、令和4年度で「2級」が全体の50.2%と最も多く、次いで、「3級」「1級」の順になっております。

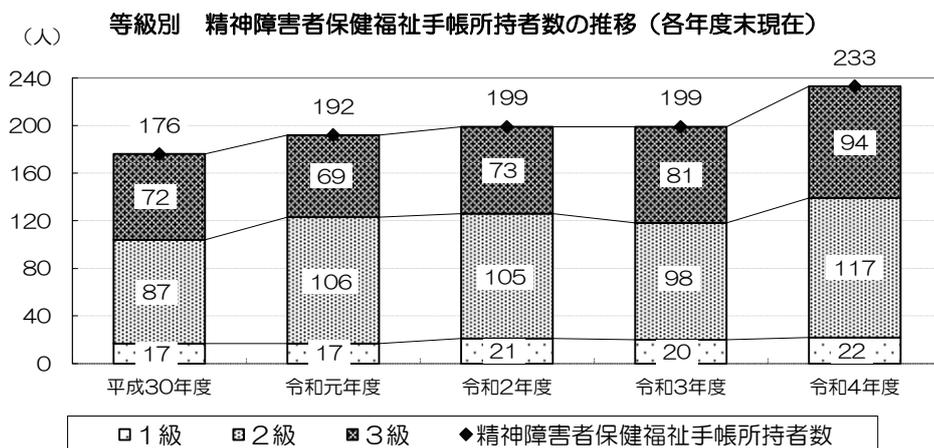
また、自立支援医療（精神通院）受給者数は、令和4年度で476人となっており、平成30年度と比較し39.2%の増加となっています。

■等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	17	17	21	20	22
2級	87	106	105	98	117
3級	72	69	73	81	94
精神障害者保健福祉手帳所持者数	176	192	199	199	233

資料：地域福祉課（令和4年度末現在）



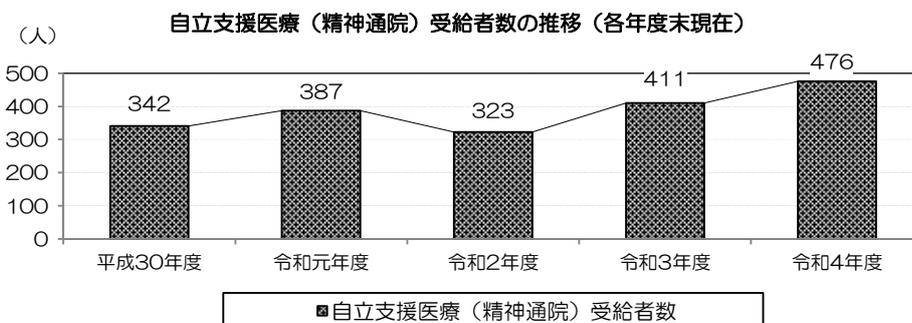
資料：地域福祉課（令和4年度末現在）

■自立支援医療（精神通院）受給者の推移

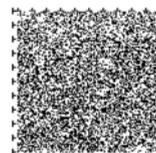
(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立支援医療（精神通院）受給者数	342	387	323	411	476

資料：地域福祉課（令和4年度末現在）



資料：地域福祉課（令和4年度末現在）



5 難病患者の状況

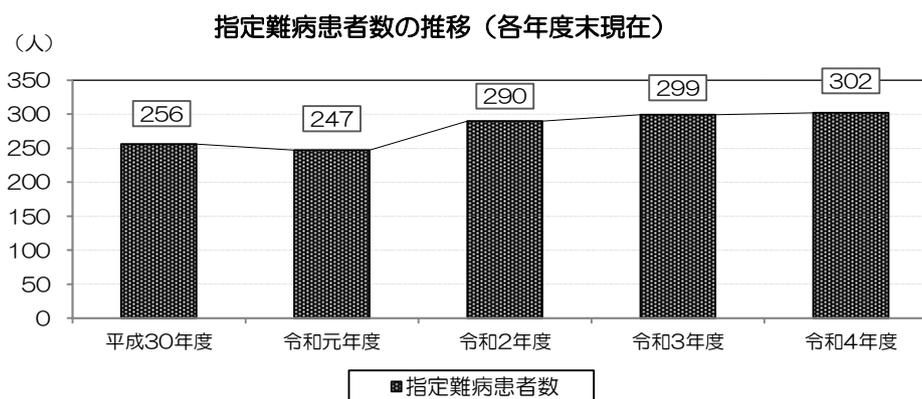
特定疾患患者数については、令和4年度で302人となっており、平成30年度と比較し18.0%の増加となっております。

■指定難病患者数の推移

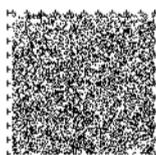
(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定難病患者数	256	247	290	299	302

資料：宮城県疾病対策課（各年度末現在）



資料：宮城県疾病対策課（各年度末現在）



第3節 障がいのある子どもの状況

1 子ども・子育て支援における障がい児受入の状況

利府町認可保育所（園）における障がい児の受入数については、年度により増減があり、令和4年度では28人となっています。

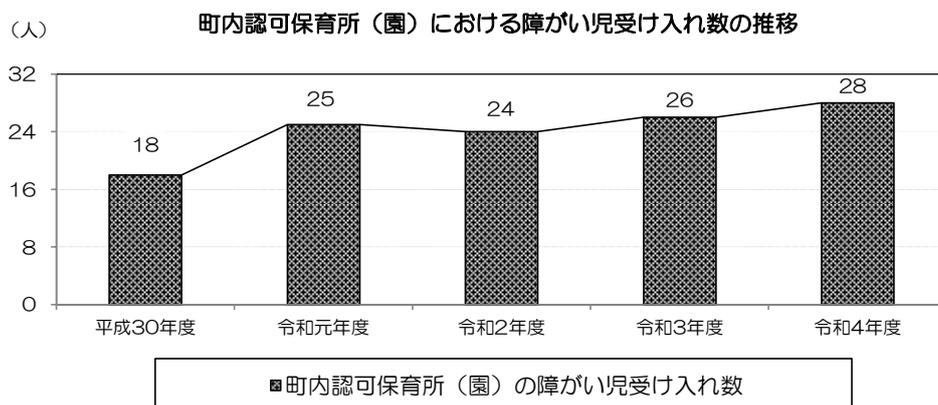
また、特別支援事業（放課後児童クラブ）入所の状況については、令和2年度の20人をピークに令和4年度では3人となっています。

■利府町認可保育所（園）における障がい児受け入れ数の推移

（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受け入れ数	18	25	24	26	28

資料：子ども支援課



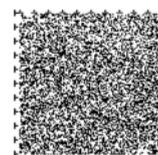
資料：子ども支援課

■特別支援事業（放課後児童クラブ）における障がい児受け入れ数の推移

（単位：人）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
放課後児童クラブ 入所人数	手帳・診断書有 (加配の必要な児童)	15	14	20	10	8

資料：子ども支援課



2 障がいのある子どもの通学状況

利府支援学校の生徒数については、全体として微増傾向で推移しています。

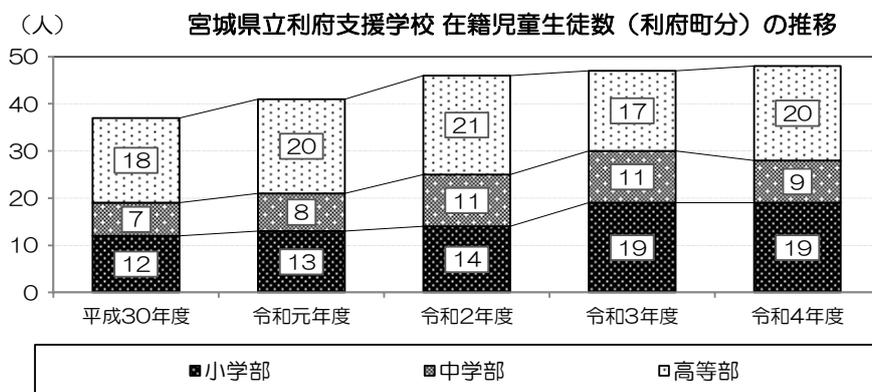
また、町内の特別支援学級、通級指導教室に通学する児童、生徒数については、令和2年度から通級による指導の利用者が増加傾向で推移しています。

■宮城県立利府支援学校 在籍児童生徒数（利府町分）

（単位：人）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童 生徒数	小学部	12	13	14	19	19
	中学部	7	8	11	11	9
	高等部	18	20	21	17	20
	合計	37	41	46	47	48

資料：利府支援学校（各年4月1日現在）

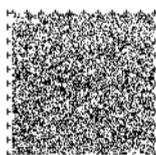


資料：利府支援学校（各年4月1日現在）

■町内の特別支援学級及び在学者数

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別支援学級 小学校	学級数(クラス)	21	21	21	21	20
	在学者数(人)	56	55	51	51	46
特別支援学級 中学校	学級数(クラス)	9	8	10	10	11
	在学者数(人)	23	22	32	36	42
通級による 指導の利用者	小学校(人)	91	81	113	121	128
	中学校(人)	13	14	46	37	38

資料：教育総務課（各年度5月1日現在）



第4節 ヒアリング調査結果の概要

新たに「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定するにあたって、令和5年7月に、障がいのある人に関わりのある福祉サービス提供事業者及び当事者団体、支援学校などに運営上の課題、行政への要望または提言などについて、ヒアリング調査を実施しました。主な概要は以下のとおりです。

<調査方法>

- 調査実施：事前調査用紙（ヒアリングシート）送付・回収後に面接または電話によるヒアリングを実施
- 調査期間：令和5年7月

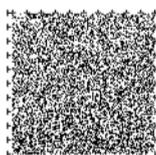
<調査対象>

福祉サービス提供事業者・活動団体・学校名	
福祉サービス提供事業者	認定 NPO 法人 さわおとの森 多機能サポートランドさわおとの森／利府こども発達センター／地域拠点センター
	(社福) 嶋福社会 梨花／榎の実
	株式会社 春幸会 つなぐ利府
	放課後等デイサービス アバンツァーレススポーツりふ
	株式会社 かるみあ 共生型福祉施設 もりのひろば利府園
	株式会社 ぷれじーる And You TRY
	ぴーすの杜青葉台
	(社福) 利府町社会福祉協議会 児童デイサービスセンター「すきっぷ」
	(社福) 利府町社会福祉協議会 居宅介護・訪問介護事業所
	セントケア宮城(株) セントケアりふ森の郷
	一般社団法人 福祉の里 ぴあ・すてーじ
	グロース利府教室
	NPO 法人 幸創 こうそう
	(社福) 宮城厚生福祉会 工房歩歩
	(社福) 利府町社会福祉協議会 障害者地域活動支援センター
(社福) 利府町社会福祉協議会 障害者相談支援事業所 ひまわり	
活動団体	身体障がい者福祉協会
	精神障がい者家族会あけぼの会
	手をつなぐ親の会
学校	宮城県立利府支援学校

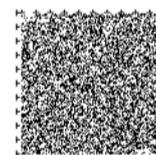


1 福祉サービス提供事業者（ヒアリング調査結果要旨）

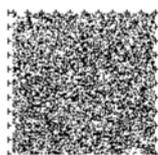
項目	内 容
人材確保・育成、待遇について	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士、看護師など有資格者の人材確保、人材育成及び待遇改善が課題。 ・慢性的な人材不足が続いている。希望される利用者のニーズに応えきれない。 ・職員不足が深刻で、サービス提供を担うマンパワー不足が課題。 ・相談員の人材育成、相談機能の充実と強化（量的拡大・質的向上） ・働く職員の待遇が低いので報酬の悪改定はやめてほしい。 ・様々な価格高騰が低賃金で働く状況の職員の生活を圧迫している。一時的でも職員一人一人に上乗せの賃金形態を検討してほしい。 ・福祉人材の確保施策の充実。 ・行政や福祉、医療の協力・連携を図り、人員体制を整えていただきたい。
親亡き後の課題、ひきこもり	<ul style="list-style-type: none"> ・どの地域でも親亡き後の生活の場を確保することが重要。 ・利用者本人や家族が高齢化しており、介護、医療、行政との連携が重要。 ・障がいのある人やその家族の高齢化により、通所困難者のひきこもりが懸念される。 ・卒業を機に保護者も就労が難しくなったり、時短せざるを得ない状況をよく聞く。延長利用や代わるサービスがあれば良いのですが。 ・利府町の障がいのある人の「ひきこもり」を改善してほしい。
情報提供、相談	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいを抱える方、ご家族が生活上困難な場合、状況に応じた相談先をわかりやすく、図・フローチャート等で示し、各ご家庭に配布してほしい。 ・成人向けの相談支援事業所が増えると一人一人に寄り添った支援、アプローチが行えるようになると思う。 ・国・県からの施策情報等についての情報共有・連携がとれるとよい。
医療ケアへの要望	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアが必要な方も安心して地域で暮らせる利府町であってほしい。 ・医療ケアが必要なご利用者様が利用できる障がい者施設が少ない。 ・医療的ケアが必要な児童が利用できる事業所が1箇所しかない。今後事業所を増やすなど整備をしていくことが必要である。 ・医療ケア児・者家族が情報交換できる場づくりが必要。 ・障がいのある人・児童ともに、医療的ケア対応の事業所が少ない。
グループホーム、入所施設など	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームを利用している方が、地域内では空きがなく、他の市町村のホームを利用している。グループホームが増えることを期待したい。 ・重度の方が入所できる施設（グループホーム）が近隣にあれば良い。 ・近くにグループホームがあれば日中活動場もそのまま使えるのにとよく聞く。 ・利府町に入所施設やグループホームを作ってほしい。 ・サービス付き高齢者向け住宅のような形で施設それぞれが独自の有料サービスを容易に提供できる形を認めていただけるよう検討してほしい。



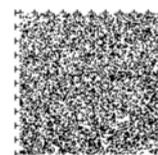
このページの右下にも Uni-Voice コードがあります。



項目	内 容
災害時の課題や必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に対応できる人員の確保が課題。 ・事業所が小規模なので備蓄スペースの確保が難しく、非常時の対応が難しい。 ・町内会や班単位で、障がいのある人を把握しておくことが必要である。 ・災害時に障がいのある人への対応が可能な避難先やルートなど教えてほしい。 ・周囲の助けを必要とした場合に具体的な連絡先や連携の取り方がわからない。 ・障がいのある人の個別の避難計画の策定の推進と福祉避難所の整備、周知などが必要。 ・実際避難したい時に避難場所（集会所）が開いていない場合、近隣の学校等への避難を考えてほしい。 ・地域の避難訓練に施設職員が参加し、普段から連携を図ることが大切だ。
感染症（コロナ）対策	<ul style="list-style-type: none"> ・職員のマスク着用や消毒、換気等の対策は継続して実施している。 ・5類変更前と変わらない感染対策を継続している。（検温、マスク、消毒） ・利用者と家族が罹患した際の対応に苦慮している。 ・感染症対策を講じ、過度な不安をなくしていくことが必要だ。
選挙参加への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・期日前投票の他に、紙、電子併用での投票が可能になれば参加しやすい。 ・選挙場所のバリアフリー化により環境整備をすることが必要。 ・インターネット上で投票できる形にするなど参加しやすくしたらよい。 ・在外投票のように郵送での投票が可能になればよい。
自立支援協議会、各団体との連携など	<ul style="list-style-type: none"> ・情報があればメール等で発信があると良い。団体との連携はない。 ・現場単位でのコミュニケーションも活性化していきたい。つながりを持つことで各利用者に対する認識や支援方法などの連携が図りやすくなる。 ・自立支援協議会の家族支援ネットワークで各団体と関わり連携している。 ・同業種・専門職同士の連絡会・研修会等をできる範囲で行えるとよい。
障がいへの理解・バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の理解はまだ深いところまで至らず、障がいへの理解が必要である。 ・町の公園のトイレの環境設備を整えてほしい。 ・介護タクシーなどによる施設への送迎サービスの実施は難しいでしょうか。 ・障がいがあるというだけで公園や公共施設などを利用する際周囲に気を遣いながら利用する状況となっている。気軽に利用できる場所が増えると良い。
福祉サービスへの意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に即したサービスであってほしい。 ・障がい福祉サービスから（と）介護保険サービスへの移行（または併用）についての説明書のようなものの整備が早急に必要である。 ・福祉サービスと行政の役割を明確に示し、より一層環境を整備してほしい。 ・自宅で入浴が難しい方が遠くの入浴設備がある施設に行かなければならない。 ・緊急時ショート利用の緩和。 ・医療型短期入所の使いやすさ、利便性など問題がある。 ・受給者証の更新などスムーズに行えるとありがたい。

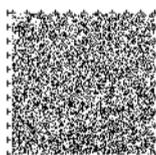


このページの左下にも Uni-Voice コードがあります。

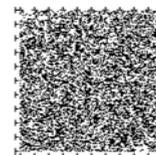


2 活動団体（ヒアリング調査結果要旨）

項目	内 容
貴団体の活動上における課題	<ul style="list-style-type: none"> ・会員が高齢化し、若い保護者の新規入会がないため、活動内容に偏りやマンネリ化が生じている。 ・最近の乳幼児期や学齢期障がい児保護者の情報を把握できていない。
親亡き後の課題、ひきこもり	<ul style="list-style-type: none"> ・生まれてから亡くなるまで、本人が望む形で生活できるように、本人の障がい種や程度に個々に対応した支援をお願いしたい。 ・卒業後の日中活動の場の充実や、親亡き後も見据えたグループホーム等の居住の場の整備をお願いしたい。 ・ひきこもりの状態の方はなかなか打開策が見つからない。親亡き後の心配。
障がいへの理解・バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に障がい児・者のことを理解してもらう努力も必要だ。 ・病気に対する偏見、差別、無理解がまだ存在している。また、その障がい理解を得るための啓蒙活動が必要
医療ケアの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・町内で短期入所や緊急時の夜間対応がないため、まだまだ家族の負担が大きい。 ・町内での医療的ケア者への支援はまだ不足。看護師や介護職員に町独自の補助金の拠出など、特例措置も検討してほしい。 ・医療的ケアを含む重度障がいのある人に対する町内でのサービスの実施を、早急に進めていただきたい。
災害時の課題や必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい特性を考慮し、一般町民とは別の避難場所、部屋があった方がよい。 ・医療的ケア児・者は電源確保が必須。聴覚障がいのある人には防災無線が聞こえにくく、情報が伝わりづらい。 ・個別支援計画を作成し、必要な支援が届くように活用してほしい。
感染症（コロナ）対策	<ul style="list-style-type: none"> ・陽性になった障がい児・者が一人で隔離生活を送るのは難しいため、自宅で待機する時は、本人と一緒に同居する家族の支援をお願いしたい。
選挙参加への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・移動投票所のような形はどうか。 ・郵便による投票があれば良いと思う。
自立支援協議会、各団体との連携など	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会が、町内の事業所や施設、関係団体をつなげる役目を果たしていると思う。 ・町内だけで難しいことは広域で連携を図り、ネットワーク機能をより強固なものにして欲しい。
福祉サービスへの意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人も保護者も高齢化している。より長い期間に渡ってサービスが必要になると思う。 ・日中いつでも利用可能な「フリースペース」的な施設が必要。
行政への要望など	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児保護者の現在の思いや願い、当会に属していない障がいのある人の願いも町政に反映させていただきたい。

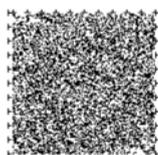


このページの右下にも Uni-Voice コードがあります。

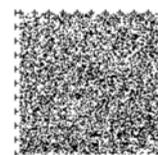


3 学校（利府支援学校ヒアリング調査結果要旨）

項目	内 容
教育支援計画等における課題	<ul style="list-style-type: none"> 各関係機関がスムーズに連携していけるために、個別の教育支援計画の活用について考えていく必要がある。
卒業後の進路等の課題・要望	<ul style="list-style-type: none"> 進路先決定までには、一定期間の実習を通して雇用側とのミスマッチがないようにしていく必要がある。 障がいのある人への理解を促進するために雇用を前提とした実習だけでなく、就労体験の場を提供していただくなど、受け入れを拡大してほしい。
地域生活の指導をする上での課題	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人本人とその家族について、関わる機関が連携し、どんな支援が必要なのか、常に情報の共有を行う必要がある。 地域とのスムーズな連携がよりよい支援につながり、学校での学びが将来に活かされると考える。
医療ケアの状況	<ul style="list-style-type: none"> 利府町在住の医療的ケア児は小学部、高等部に在籍している。本人や家族が安心して預けられる福祉事業所が増えることを願っている。この整備が、24 時間対応している家族への支援や高等部卒業後の進路先確保へ繋がっていけると考える。
災害時の課題や必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある児童生徒が災害時スムーズに避難できる計画や、災害時でも安心して一定期間過ごすことができる避難場所の設定が必要である。 人工呼吸器や吸引器など必要な医療的ケア児への速やかな支援の開始、停電時の十分な燃料の提供等も考える必要がある。
感染症(コロナ)対策	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児も参加できる行事には一緒に参加し、学びの場も同じことから、教員のマスク着用はもちろん、児童生徒の手洗いやうがい等体調の管理にも気をつけている。
選挙参加への支援	<ul style="list-style-type: none"> 選挙の大切さや仕組みについて、利府町選挙管理委員会が本校に来校いただいた際の授業や、生徒たちが役場へ出向いての模擬選挙など在学习中（中学部～）から選挙に身近に感じてほしいと思う。
自立支援協議会、各団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> 地域の様々な課題について関係機関が一つ一つ丁寧に取り上げ、課題解決のため協力して活動している自立支援協議会は、とても素晴らしいと思う。今後も行政と協働で、様々な施策に繋がってほしいと考える。
福祉サービスへの意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> 宮城東部地域は、行政・福祉サービス事業所・医療・教育・就労等の連携が強く支援が充実していると感じる。 就労やグループホームなど障がい者の自立へ向けた支援体制の整備の必要性について、町だけでなく県や国にも考えてほしいと思う。



このページの左下にも Uni-Voice コードがあります。



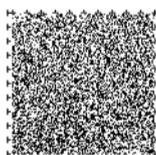
第3章 第4期障がい者計画の取組状況

第1節 障がい者計画の取組状況

「第4期障がい者計画」では、基本理念を「たがいを認め合い ともに生きる ころこゆたかなまちづくり」を基本理念として定め、3つ基本目標を柱として取り組みを進めてきました。

基本目標Ⅰ 自分らしい暮らしへの支援体制づくり

分野	計画の進捗状況
相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none">令和3年度に指定相談事業所を1か所増やし、相談体制の強化を図り、現在は町内3か所の相談事業所で相談に対応しています。定期的に地域福祉課と相談支援事業所との打合せを行い、情報を共有し、連携を図りながら、障がいのある人一人ひとりの多様なニーズに対応できるよう支援を行いました。子どものことばや発達の問題に関する専門職の相談を実施しました。
福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none">個別相談や障がい福祉制度のパンフレットを配布し、地域生活支援事業の各種サービスの利用促進に努めた他、介護保険サービス提供事業者との連携を図り、包括的なサービス提供を行いました。グループホーム等の広域での参入に努め、事業所からの相談に対し、情報提供を行いました。宮城東部自立支援協議会において、地域課題の把握や解決に向けた取り組みについて各関係機関などと連携しながら検討を継続的に行い、緊急の短期入所の受け入れ体制や面的整備、福祉サービスのに関する研修等を実施し、地域生活支援拠点の機能の充実を図りました。
療育支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">各種乳幼児健康診査の実施により、障がいの早期発見・早期支援につなげ、個別の発達段階に応じた療育支援事業を実施しました。宮城東部自立支援協議会において医療的ケア者・医療的ケア児の支援ニーズ調査を実施し、今後の支援についても検討を進めています。障がいのある子どもや家族の多様なニーズに対応できるよう、保健・医療・福祉・教育と連携を図り、必要な情報提供や助言などの相談支援の充実に努めました。
保健・医療の連携	<ul style="list-style-type: none">障がいのある人や家族の疾病予防、心身の健康の保持増進、感染予防のため、健康相談、健康教育等を実施した他、新型コロナウイルス感染症対策も含めて、県や塩竈医師会等の医療機関と連携を図りました。

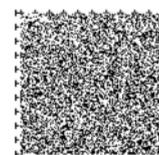


基本目標Ⅱ 自立と社会参加・就労への支援と促進

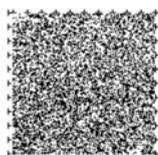
分野	計画の進捗状況
障がいのある子どもへの支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所や幼稚園等の施設に専門職が訪問、集団生活の適応などの支援を実施しました。 ・障がいのある子どもの個々の状況に応じた就学支援や、特別支援教育就学奨励費事業や特別支援教育を実施しました。 ・児童健全育成のもと、集団活動の可能な障がいのある児童に対し放課後児童クラブでの受け入れを行いました。
雇用・就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や近隣市町村と連携し、多様な就労の場の確保に努めるとともに、個別ケース会議の実施による就労ニーズに即した支援に努めました。また、町民交流館（ペア・パル利府）や町のイベント等で、障がい者施設が販売する場を提供しました。 ・障がい者就労施設からの受注拡大に向けて町における優先受注の促進に努めました。 ・公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センターと連携を図り、就労相談、就労支援を実施した他、町内事業所等への障がい者理解に関するパンフレットを配布し、障がい者雇用の促進に努めました。
社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種支援事業の周知に努め、ボランティア等の支援による地域活動への参加促進を図りました。また、町民交流館（ペア・パル利府）等で障がいのある人と町民との交流する機会の場の確保に努めました。 ・障がい者のスポーツイベントや障がいのある人へサークル活動や地域活動、イベント等のパンフレットの配布など情報提供や参加への支援を行いました。

基本目標Ⅲ 共に生きる地域社会づくり

分野	計画の進捗状況
住みよい生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等におけるバリアフリー化や低床の町民バス車両での運行や町民バス利用時の乗車運賃の減免を実施しました。 ・新公共交通システムを活用した実証運航により、障がい者の方々等が移動しやすい環境を整備するため、効果検証を行いました。 ・重度の障がい者に対し、タクシー料金の一部を助成、ガソリン等費用の一部を補助しました。 ・情報アクセシビリティの向上に向けて声の広報や音声コード付き冊子の作成など障がい特性にも配慮した情報伝達方法の多様化に努めました。
防犯・防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者登録制度の情報提供や民生委員・児童委員、行政区等と連携し、防災対策の支援体制づくりを図りました。 ・防災マップを作成し、要配慮者への配慮、避難場所、非常の持ち出し物品等について周知しました。



分野	計画の進捗状況
障がいへの理解・差別解消に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 障がいへの理解を深めるために、パンフレットの配布など広報啓発活動を行っています。また、社会福祉協議会との連携し、キャップハンディ体験※⁴事業を通じて福祉教育も実施しています。 • 障がい者差別解消に向けて、地域や職場、学校等での理解促進を図るための情報提供に努めるとともに、地域住民と交流する機会の創出に努めています。 • 社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度や権利擁護支援について障がいのある人や家族への情報提供に努めています。 • 保健、医療、民生委員・児童委員、事業所、警察、障害者権利擁護センターなど関係機関と連携し、虐待の未然防止と再発防止に取り組んでいます。
地域で支える取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 社会福祉協議会と連携し、福祉団体等の活動の支援を行うとともに、民生委員・児童委員や町内会、自主防災組織等関係団体と連携し、問題解決に努めています。また、宮城東部地域自立支援協議会においては地域の課題を共有し、総合的な体制づくりに努めています。 • 各種ボランティア活動の積極的な参加を促すとともに、地域における見守り活動や支えあい活動への地域住民の参加を促しています。 • 家族会等の当事者活動の育成・支援に努めるとともに、交流の場の確保などインフォーマルな活動やネットワークづくりの支援に努めています。



※⁴ 障がいを持たない方が「障がいのある状態」を疑似体験し、障がいを持つ人の身体状況や気持ちを理解する「気づき」を目的とした取組。



第4章 計画の基本理念と基本目標

第1節 計画の基本理念

利府町総合計画における将来像「みんなの夢がかなうまち」を目指すため、利府町の保健福祉分野の上位計画となる「利府町第3期地域福祉計画」では、町民一人ひとりがお互いを認め合い、支え合いながら、幸せを実感できる地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めています。

障がい者施策の基本的な事項や理念を定めた本計画では、利府町第3期地域福祉計画との整合を図り、引き続き「たがいを認め合い ともに生きる ころころ豊かなまちづくり」を基本理念とします。障がいのある人もない人も、すべての町民がお互いの個性と人格を認め合い、協力しあって、自分らしく生活できるころころ豊かな地域社会づくりを目指します。

【基本理念】

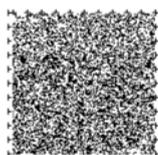
たがいを認め合い ともに生きる ころころ豊かなまちづくり

【基本目標】

I 自分らしい暮らしへの
支援体制づくり

II 自立と社会参加・
就労への支援と促進

III 共に生きる地域社会づくり



第2節 計画の基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくために、以下の3つの基本目標を柱として各種施策の充実を図ります。

基本目標Ⅰ 自分らしい暮らしへの支援体制づくり

障がいのある人の情報アクセシビリティ^{※5}の向上に向け、情報伝達方法の多様化を図るとともに、多様な相談に対応できるよう相談体制の充実に取り組みます。

障がいのある人のニーズに応じた各種福祉サービスの提供体制の確保に努め、各種サービスの利用促進を図りながら、生活支援施策の充実に努めます。

保健・医療・福祉・教育が連携する仕組みづくりや、成長段階に応じた支援の充実、障がいのある人の生涯を通じた切れ目のない支援体制の構築を図ります。

基本目標Ⅱ 自立と社会参加・就労への支援と促進

障がいのある人が、地域の中で自分らしい生活を送るためには、幼児・児童期における保育・教育環境の整備とともに、様々な形で地域社会と関わりながら社会参加をする場や就労等の機会の確保が求められています。

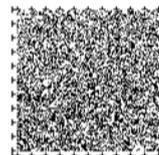
障がいのある子どもへの支援の充実を図るとともに、学校卒業後も、地域の社会資源等を活用しながら、様々な社会参加や学び、働き方ができる環境づくりを、地域と協働して進めます。

基本目標Ⅲ 共に生きる地域社会づくり

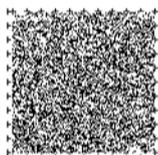
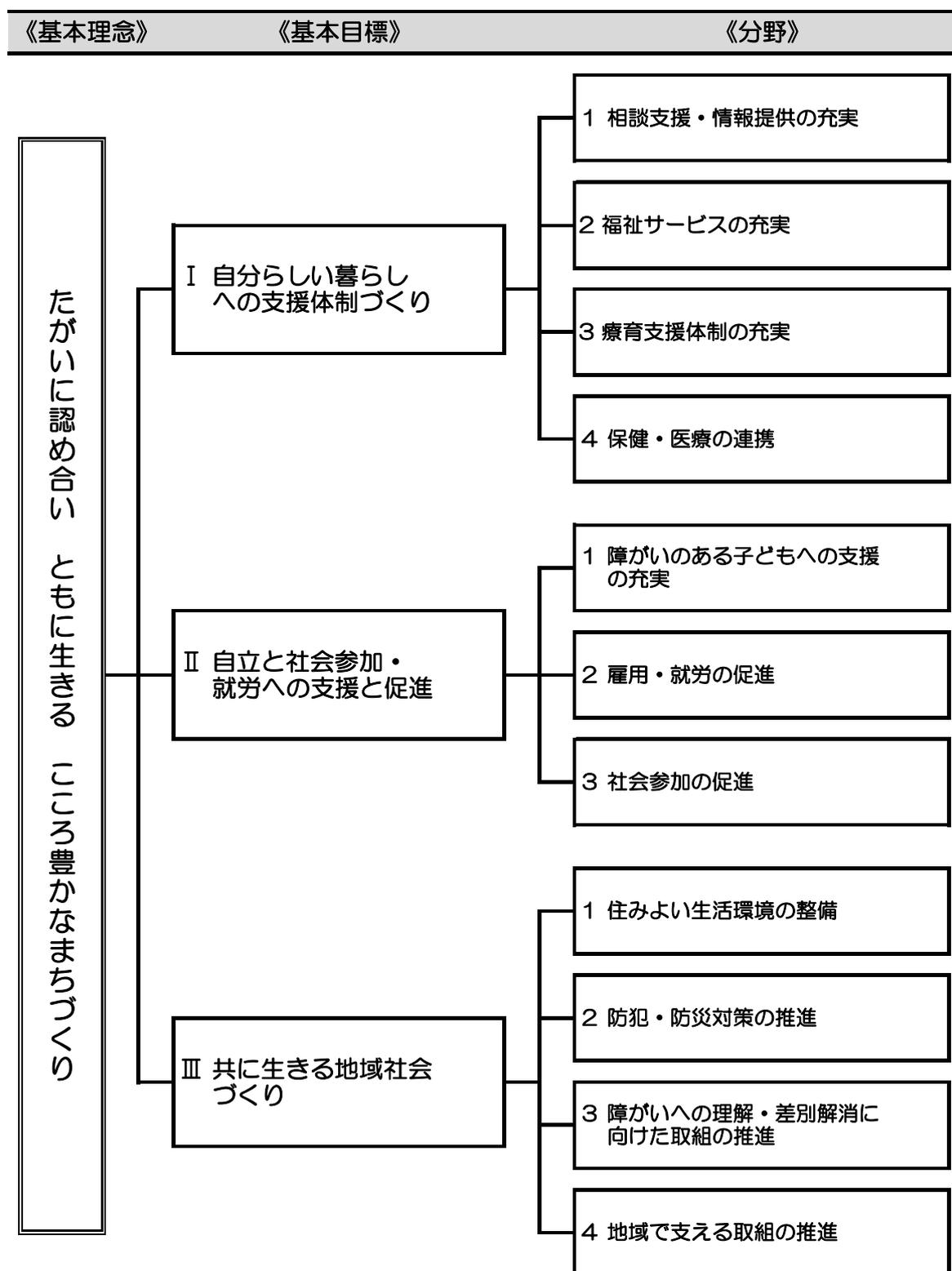
地域住民が、障がいや障がいのある人に対する理解を深めることができるよう意識啓発を進めるとともに、社会のあらゆる場面における障がい者差別の解消と、障がい者の権利擁護に努め、障がいのある人もない人も、共に生きる地域社会づくりを推進します。

また、だれもが利用可能な施設・設備の整備を進めるとともに、災害発生時における障がい特性に配慮した支援等に取り組み、安心して生活できる地域づくりを推進します。

※⁵ パソコン等での情報関連のハード、ソフト、サービスなどを、高齢者や障がいのある人を含む多くの利用者が不自由なく利用できることをいう。



第3節 施策の体系



《施策》

	(1)相談支援体制の強化
	(2)情報提供の充実
	(1)地域生活支援施策の充実
	(2)障害者支援施設等の整備・充実
	(3)介護サービスとの連携
	(4)障害福祉サービスの質の向上
	(1)保健事業の充実
	(2)障がい児支援の充実
	(3)医療的ケア児（者）の支援
	(4)保健・医療・福祉・教育の連携
	(1)健康相談・健康教育の推進
	(2)医療機関との連携
	(1)療育・幼児教育の充実
	(2)特別支援教育※の推進
	(3)放課後における障がいのある児童への支援の推進
	(1)事業所等への普及啓発の推進
	(2)多様な働き方の支援
	(3)優先調達法に基づく取組の推進
	(4)就労相談・就労支援の充実
	(1)障がいのある人の社会参加
	(2)障がい者スポーツの振興
	(3)文化・レクリエーション活動への支援
	(1)生活基盤の整備
	(2)公共交通の利便性の向上
	(3)移動等にかかる支援の充実
	(4)住環境の整備
	(1)防犯・防災対策の充実・強化
	(2)災害弱者対策の充実
	(1)障がいへの理解促進
	(2)障がいを理由とする差別の解消の推進
	(3)権利擁護の推進
	(4)虐待防止の推進
	(1)地域関係団体との連携
	(2)社会福祉協議会と連携したボランティア活動等の推進
	(3)当事者活動の育成・支援





第5章 障がい者計画の展開

基本目標Ⅰ 自分らしい暮らしへの支援体制づくり

【課題と方向性】

障がいのある人が住み慣れた地域で、自分らしい生活を営んでいく上で、必要な情報が入手しやすい環境や相談体制が充実していることは、福祉サービスの充実と並んで重要なことです。

障がいのある人の情報アクセシビリティの向上に向け、情報伝達方法の多様化を図るとともに、障がいの特性など多様な相談に対応できるよう、さらなる相談体制の充実に取り組みます。

障がいがある人が望む生活は多様化してきており、その人の望む暮らしを実現するために、障がいのある人一人ひとりのニーズに合わせた福祉サービス提供体制の維持、向上に努めます。

また、在宅生活での希望とともに、グループホームへの希望が多くなっており、多様な暮らしの場でサービスを利用しながら暮らせるよう相談支援体制の強化や各福祉サービスを充実していく必要があります。

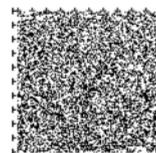
ヒアリング調査では、障がいのある人や児童への医療的ケアに関する要望が高くなっており、各関係機関との情報共有や連携体制を構築し、今後対応できる事業所、人材等の確保に努めていく必要があります。

【施策内容】

1 相談支援・情報提供の充実

(1) 相談支援体制の強化

- 多様な相談に対応できるよう、相談支援事業所と情報を共有し、相談支援事業所の支援を行います。
- 障がいのある人一人ひとりのニーズに合わせ、利用者本位のサービスが提供できるよう関係機関と連携を図り、サービス等利用計画作成の推進に努めます。
- 障がいのある人や児童と暮らす家族の心身の負担を軽減するため、相談支援事業所と連携し各種事業や相談支援を行うとともに、同じ障がいのある家族を持つ家族同士の情報交換や交流できる機会の確保に努めます。
- 多様な問題に対しては、必要に応じ適切な相談先の紹介や相談先との連携を図ります。



(2) 情報提供の充実

- ・障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、障がい特性にも配慮した情報伝達方法の多様化を図るなど情報提供の充実に努めます。
- ・広報やホームページ、パンフレット等により、相談内容に応じた相談先の周知を図ります。
- ・障がいのある子どもの保護者や家族からの多様なニーズに対応できるよう、情報提供や助言など相談支援の充実に努めます。

2 福祉サービスの充実

(1) 地域生活支援施策の充実

- ・地域活動支援センターや日常生活用具給付等事業など各種サービスの利用促進を図り、生活支援施策の充実に努めます。

(2) 障害者支援施設等の整備・充実

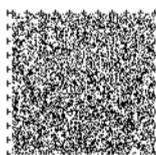
- ・日中活動の場や住まいの場となるグループホームなど、それぞれのサービスの充実に図るため、広域での事業所の参入が図られるよう事業所への情報提供を推進します。
- ・専門的かつ総合的な相談を行う基幹相談支援センター機能の充実に努めます。
- ・地域拠点センターにおいて主な介護者の不在（急病や葬祭等の急用）により、一時的に通常の在宅生活を送ることが困難となる障がいのある人への地域生活支援コーディネートを行い、地域生活支援拠点における機能の充実に努めます。

(3) 介護保険サービスとの連携

- ・障がいの重度化や障がいのある人の高齢化への対応ができるよう、介護保険事業者との連携による介護保険サービスを含めた包括的なサービス提供に努めます。
- ・障がいサービスから介護保険サービスへの移行スムーズに行えるよう、障害者相談事業所と介護保険事業所との連携がとりやすいよう支援します。

(4) 障害福祉サービスの質の向上

- ・地域で安心して障害福祉サービスを利用できるよう、必要なサービスの確保に向けて事業所との連携を図るとともに、専門人材の確保や人材の育成について、県や近隣市町村との連携を図ります。



3 療育支援体制の充実

(1) 保健事業の充実

- 各種乳幼児健康診査を実施し、障がいの早期発見・早期支援に努めます。
- ことばや発達の問題に関して心理士、言語聴覚士、作業療法士、保健師等の専門職による相談、療育支援事業を実施します。
- 子どもの障がいや病気に対する気付き、障がい特性の理解など、保健師等による親子を対象とした相談支援等を実施します。

(2) 障がい児支援の充実

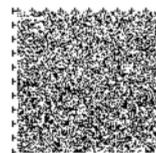
- 障がいのある子どもの保護者や家族からの多様なニーズに対応できるよう、必要な情報提供や助言など相談支援の充実に努めます。
- 障がいのある子どもが、通所施設等を利用しながら、日常生活における基本的な動作や知識・技能の習得、集団生活への適応訓練等のサービスを受けられる体制づくりに努めます。
- 重度の障がいのある人や子どもの実情の確認及び必要な支援に努めます。

(3) 医療的ケア児（者）の支援

- 近隣市町村や関係機関と連携し、医療的ケア児（者）の状況把握に努め、医療的ケア児（者）の相談支援の充実や保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携できる仕組みづくりに努めます。
- サービス提供事業所の医療的ケアを支える人材の確保に向けて近隣市町村とも連携しながら機会を捉えて国や県に対して研修会の実施や事業経費に対する補助等について要望するとともに、事業所に対する情報提供に努めます。

(4) 保健・医療・福祉・教育の連携

- 障がい児支援の各種サービス等の充実が図られるよう、障がいのある子どもや発達に不安のある子どもの保健・医療・福祉・教育体制づくりを進めるとともに、保健・医療・福祉・教育の連携に努めます。



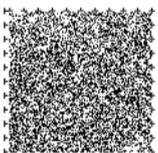
4 保健・医療の連携

(1) 健康相談・健康教育の推進

- 障がいのある人や家族の疾病予防のため、健康相談、健康教育の充実に努めます。
- 塩竈保健所と連携を図り、リハビリテーション相談やこころの相談等の各種専門職による相談事業を実施します。

(2) 医療機関との連携

- 医療への多様なニーズに対応できるよう、県や塩竈医師会等の医療機関と連携を図り、医療的ケアの体制整備を推進します。
- 夜間及び休日における急患診療体制の確保に努めるとともに、医療情報の提供を行います。



基本目標Ⅱ 自立と社会参加・就労への支援と促進

【課題と方向性】

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立し、生きがいのある生活を営んでいく上で、就学、就労、そして社会参加はとても大切です。

本町でも発達障がいなどのある児童、生徒の数は増加傾向にあります。障がい児支援への要望として、アンケート調査^{※6}では、就学や就労、機能訓練などが多く挙げられており、ヒアリング調査では、卒業後の日中活動の場や、親亡き後の不安が挙げられていました。

障がいのある児童については、関係機関が連携しての情報共有と、子どもの成長に伴って就学から卒業後、就労に至るまで一貫した支援の体制づくりが求められています。

アンケート調査では、正社員またはアルバイトで働いている障がいのある人は約2割となっており、ヒアリング調査でも、実際の就労の場の確保が課題としてあがっていました。就労は、社会参加、生きがいづくりの観点からも重要であり、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携しながら、障がいのある人が障がいの状況や特性に応じた働き場所を選択できるよう、多様な就労の場の確保に努めていく必要があります。

また、障がいのある人のひきこもりが大きな課題として挙げられており、相談先の周知や様々な社会参加の機会の拡充に努めていく必要があります。

【施策内容】

1 障がいのある子どもへの支援の充実

(1) 療育^{※7}・幼児教育の充実

- ・就学前の障がいのある子どもについて、保育機関及び教育機関への受け入れができる環境づくりに努めます。
- ・保育所や幼稚園など集団生活を送る施設等に通う障がいのある子どもが、集団生活に適應できるよう、訪問による専門的な支援を行います。

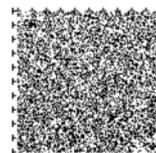
(2) 特別支援教育^{※8}の推進

- ・障がい児教育支援事業を充実し、それぞれの子どものに応じた適切な就学支援を図ります。
- ・特別支援教育就学奨励費事業として、就学に必要な経費の一部を支給し、教育の普及奨励を図ります。
- ・特別支援助手を配置し、障がいのある子どもの個々の状態に応じたきめ細やかな特別支援教育を実践します。

※⁶ 障がいのある方を対象としたアンケートを令和2年5月に実施。

※⁷ 障がいのある子どもの発達を促し、自立して生活できるように援助する取り組み。

※⁸ 障がいのある幼児児童生徒一人ひとりのニーズを把握し、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する教育。



(3) 放課後における障がいのある児童への支援の推進

- ・小学校との連携を強化し、児童の健全育成を図るとともに、集団活動の可能な障がいのある児童について、放課後児童クラブでの受け入れを行います。

2 雇用・就労の促進

(1) 事業所等への普及啓発の推進

- ・公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携し、障がい者雇用^{※9}の促進を図るため、事業所等への制度活用を含めた啓発活動を推進します。
- ・事業所等に対し、障がい者理解のための情報提供を行います。
- ・障がい者雇用を促進するため、関係課や関係機関と連携し、町内の事業所を対象に、就労機会の拡大のための取組を実施します。

(2) 多様な働き方の支援

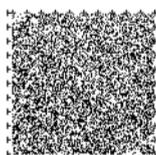
- ・就労に向けての準備・訓練施設等を紹介し、就労意欲の向上に努めます。
- ・一般就労が困難な障がいのある人については、福祉的就労の拡大を図るため、関係機関や近隣市町村との連携のもと、多様な就労の場の確保に努めます。
- ・障がいのある人の一般就労については、宮城障害者職業センターと連携しジョブコーチの利用促進を図るとともに、個別ケース会議の実施による就労ニーズに即した支援に努めます。
- ・障がいのある人の就労を支援するために、町民交流館（ペア・パル利府）や町のイベント等において、町内の障がい者施設が販売する場を提供します。
- ・「就労定着支援」の活用等により定着支援の強化を図ります。

(3) 優先調達法に基づく取組の推進

- ・障がいのある人の経済面の自立を促進するため、障がい者就労施設からの受注拡大を図るなど、障害者優先調達推進法^{※10}に基づく取組として本町における優先受注の促進に努めます。

(4) 就労相談・就労支援の充実

- ・公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センター（わ〜く）と連携を図り、本人の能力、生活環境、生活設計に適した職場での雇用が図られるよう就労相談、就労支援に努めます。



※⁹ 障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%）以上の障がいのある人を雇うことを義務付けている。

※¹⁰ 国等の公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進する法律。

3 社会参加の促進

(1) 障がいのある人の社会参加

- ・障がいのある人への各種支援事業の周知を図り、社会参加の機会拡充及びボランティア等の支援による地域活動への参加促進を図ります。
- ・障がいのある人の社会参加を促進するために、町民交流館（ペア・パル利府）等において障がいのある人と町民との交流する機会の場の確保に努めます。
- ・障がいのある人が尊重されるよう障がい特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実を図るとともに、関係機関と連携し投票機会の確保に努めます。
- ・障がいのある人が、日常生活の様々な面で社会参加しやすくなるよう合理的配慮の提供に努めるとともに、障がいの特性についての理解と必要な支援、盲導犬等への理解なども含めた啓発を推進します。

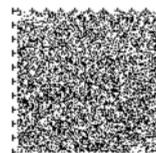
(2) 障がい者スポーツ^{※11}の振興

- ・障がい者団体や関係機関と連携し、障がいがあってもスポーツを楽しみ、健康に過ごせるよう活動の充実に努めます。
- ・障がい者スポーツの PR を行うなど障がい者スポーツの普及に努めます。

(3) 文化・レクリエーション活動への支援

- ・障がいのある人が参加できるサークル活動の情報提供に努めます。
- ・障がい理解や福祉に対する関心を深めるために、障がいのある人の地域活動やイベント等への参加を支援します。
- ・障がいのあるなしに関わらず、趣味や自己表現、仲間との交流などを通じて生活を充実させることができるよう、生涯学習・文化活動を支援します。

※¹¹ 障がいがあってもスポーツ活動ができるよう、障がいに応じて競技規則や実施方法を変更したり、用具等を用いて障がいを補ったりする工夫・適合・開発がされたスポーツ。



基本目標Ⅲ 共に生きる地域社会づくり

【課題と方向性】

誰もが安全で快適に生活できるように、ユニバーサルデザインの視点から、生活環境の改善を進めていく必要があります。アンケート調査やヒアリング調査では、公園や公共交通面での環境整備が求められており、引き続きバリアフリー化や移動手段の確保を図っていく必要があります。

また、災害発生時に、障がいのある人やその家族のみで避難や避難生活に対処していくことは難しい状況となることが想定され、ヒアリング調査からも災害時避難誘導や避難所の整備についての要望が寄せられています。

同じくヒアリング調査では、地域住民の障がいについての理解が不十分であることや、病気に対する偏見、差別、無理解がまだ存在しているなどの意見がみられ、さらなる理解啓発の必要があることが示されています。

最後に、自立支援協議会の活動が地域で重要な役割を果たしている一方で、障がい者団体などでは高齢化が進んでいることなどが課題となっており、現場単位でのコミュニケーションの活性化や関係機関同士の更なる連携が必要とされています。

【施策内容】

1 住みよい生活環境の整備

(1) 生活基盤の整備

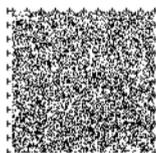
- ・公共施設等におけるバリアフリー^{※12}化を進めるとともに、ユニバーサルデザイン^{※13}に対する普及啓発に努めます。

(2) 公共交通の利便性の向上

- ・路線バスの維持と利便性の向上を図るとともに、町民バスについては利用ニーズに即した運行に努めます。
- ・障がいのある人や高齢者等の交通弱者に配慮し、低床の町民バス車両での運行やバス停留所にベンチやバスシェルターの設置に努め、公共交通を利用しやすい環境づくりを推進します。
- ・新公共交通システムの実証運航により障がいのある人等が移動しやすい環境を整備するため、町内事業者と連携を図り、継続的に効果検証を行っていきます。

※12 誰もが安全でかつ自由に行動できる障壁のない生活空間または社会の状況あるいはそれを目指す考え方。

※13 障がいのある人や高齢者、子ども、妊婦も含め、すべての人にとって使いやすい、利用しやすいことを意図して、製品、サービス、環境、情報等をデザインすること。



(3) 移動等にかかる支援の充実

- 重度の障がいのある人の生活の利便性や社会参加促進を図るため、タクシー料金の一部を助成、または、生活のために所有する自動車の運転等に伴うガソリン等費用の一部を補助します。
- 障がいのある人の町民バス利用時の乗車運賃を減免します。

(4) 住環境の整備

- 重度の障がいのある人の在宅生活の支援として、住宅改修費の助成制度の活用促進を図ります。

2 防犯・防災対策の推進

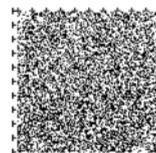
(1) 防犯・防災対策の充実・強化

- 自主防災組織の支援に努めるなど防犯・防災体制の強化を図ります。
- 警察、防犯協会などの関係機関と連携し、障がいのある人等が犯罪に巻き込まれないよう啓発活動を推進します。
- 架空請求や振り込め詐欺、あるいは悪質業者による高額な商品の売り付けなど、障がいのある人が消費者被害に巻き込まれないための啓発に努めます。

(2) 災害弱者対策の充実

- 避難行動要支援者登録制度^{※14}の実施や個別避難行動計画の作成を推進し、地域における障がいのある人等の避難行動要支援者情報の把握を行うとともに、民生委員・児童委員や自主防災組織との情報の共有化に努め、地域での見守りや災害時における支援体制づくりを推進します。
- 指定避難所での避難生活が困難な配慮者を受け入れる福祉避難所の拡充に努めます。
- 関係機関等との連携のもと、災害発生時における障がい特性に配慮した支援の在り方を検討し、災害時の支援体制の整備に努めます。
- 障がい特性にも配慮し、災害情報伝達方法の多様化（メールや SNS などの活用）に向けて取り組みます。
- 障がい特性に応じた災害時の支援が行えるよう、家族や地域社会等への情報提供を行い、災害発生に備えた普及啓発を図ります。
- 関係機関と連携し、障がい特性に応じた緊急通報システム（NET119）等の情報提供に努めます。

※¹⁴ 地震や風水害などの災害が起こったとき、自力で避難することが困難な人を支援するために、事前登録を行う制度。



3 障がいへの理解・差別解消に向けた取組の推進

(1) 障がいへの理解促進

- ・障害者週間^{※15}等でのポスターの掲示やパンフレット等を活用し、障がいへの理解・啓発に努めます。
- ・発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう等について、町民の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行います。
- ・イベントなど様々な機会を通じて、地域で福祉を支える福祉意識の高揚を図ります。
- ・社会福祉協議会と連携し、小・中学校や地域団体などでのキャップハンディ体験事業を通し、福祉教育の推進に努めます。
- ・障がい理解を深めるため、職員や関係団体への研修会など普及・啓発に努めます。

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

- ・障害者差別解消法や障害者雇用促進法に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みなどの普及・啓発に努めます。
- ・社会のあらゆる場面における障がい者差別の解消に向けて、地域や職場、学校等の理解促進を図る活動や地域住民と交流する機会の充実を図ります。
- ・障がいのある人が生まれながらに持つ権利、様々な場面での合理的配慮の事例、障がい者差別解消の取組などについて、障がいのある人自身に向けた情報提供に努めます。

(3) 権利擁護の推進

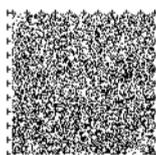
- ・知的障がいのある人や精神障がいのある人など判断能力が不十分な方への金銭管理、身元保証人、成年後見制度^{※16}など権利擁護支援のための取組を充実します。
- ・社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度や権利擁護支援について、障がいのある人本人または家族へのわかりやすい情報提供に努めるとともに、相談事業を通して利用の促進を図ります。
- ・関係機関と連携し、障がいのある人への虐待防止に努めるとともに、広報・啓発活動を推進します。

(4) 虐待防止の推進

- ・保健、医療、民生委員・児童委員、事業所、警察、障害者権利擁護センターなど関係機関と連携し、虐待の未然の防止に努めるとともに、虐待が発生した場合は、迅速かつ適切な対応や再発の防止に取り組んでいきます。

※¹⁵ 障害者基本法の公布日である12月3日を起点とし、障害者の日である12月9日までの1週間。障害者基本法改正により明記された。

※¹⁶ 判断能力が不十分であるため、契約等の法律行為における意思決定が困難な成年者（知的障がいのある人、精神障がいのある人、認知症の高齢者等）を、代理権などを付与された後見人が本人の意思を尊重しつつ保護（財産管理、身上監護等）する制度。



4 地域で支える取組の推進

(1) 地域関係団体との連携

- ・社会福祉協議会との連携を強化し、福祉団体等の活動を支援します。
- ・民生委員・児童委員をはじめ、町内会や自主防災組織、ボランティア団体等の福祉関係団体との連携を強化し、様々な福祉課題の解決に努めます。
- ・宮城東部地域自立支援協議会において、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備や総合的な体制づくりを推進します。

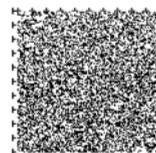
(2) 社会福祉協議会と連携したボランティア活動等の推進

- ・広く町民にボランティア意識の啓発を図り、各種ボランティア団体やその活動について周知し、ボランティア活動への積極的な参加を促します。
- ・福祉ボランティアの養成及び実践的活動を促進します。
- ・地域における見守り活動や支えあい活動への地域住民の参加を促進します。

(3) 当事者活動の育成・支援

- ・障がいのある人同士が、ともに悩みを相談したり、様々な活動に取り組んだりすることができるよう、家族会等の当事者活動の育成・支援に努めます。
- ・障がいのある人同士やその保護者など当事者の自発的な活動ができるよう、交流の場の確保などインフォーマル^{※17}な活動の支援を図ります。
- ・当事者等の各団体の主体的な活動や団体が連携したネットワークづくりを支援します。

※¹⁷ 家族をはじめ近隣や地域社会、NPO やボランティアなどが行う援助活動で公的なサービス以外のもの。



<本計画とSDGs>

SDGsとは、国連が定めた2030年までの開発目標で、「地球上の誰一人取り残さない」をスローガンに、現在も、そして子どもや孫の世代も、豊かな暮らしができ、発展していけるような社会を実現するために、世界全体で取り組んでいく目標です。

SDGsの17の目標(ゴール)のうち、障がいのある人に関連する課題解決のために、国主導で推進されている取組として以下の事項があり、本計画においても、これらの課題解決につながるよう各施策事業を推進していきます。

○障害者雇用の推進

SDGsの目標1「貧困をなくそう」と目標8「働きがいも経済成長も」の達成に向けて国が行っている施策の例として、障害者雇用の推進があげられています。

○合理的配慮の提供や教員研修の改善

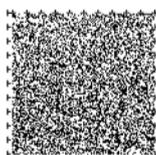
SDGsの目標4「質の高い教育をみんなに」達成に向けて、障害者教育の充実や教員研修の改善に向けた取組が行われています。

○差別解消の推進

SDGsの目標10「人や国の不平等をなくそう」で定められている差別解消に向けた取組として、国は2016年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を制定しました。

○バリアフリーの推進

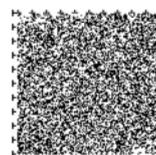
SDGsの目標11「パートナーシップで目標を達成しよう」達成に向けた取組として、公共交通施設や建築物におけるバリアフリーの推進が行われています。



第2編

第7期障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画



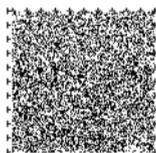
第1章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 における国の基本指針

第1節 国の基本的理念

「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、国の障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に関する基本指針に即して、次の7つの基本理念に基づき、計画を策定するものとします。

本町では、両計画を一体的なものとして策定し、「障がい児福祉計画」については、子ども・子育て支援法に基づく「利府町子ども・子育て支援事業計画」と調整を図り策定しています。

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保
- (7) 障がい者の社会参加を支える取組定着



第2節 国の基本的な考え方

「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の基本的な考え方は、前述の国の基本理念を踏まえつつ、次の3つの基本方針のもとに、障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保や障がい児支援の提供体制の確保に関する事項、成果目標（計画の実施により達成すべき基本的な目標）及び活動指標（目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標）と必要なサービス量・確保のための方策を定める計画とします。

<基本方針>

（1）障害福祉サービスの提供体制の確保

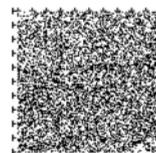
- ① 地域で必要とされる訪問系サービスの保障
- ② 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実
- ⑥ 依存症対策の推進

（2）相談支援の提供体制の確保

- ① 相談支援体制の構築
- ② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③ 発達障がい者等に対する支援
 - i 発達障がい者等への相談支援体制等の充実
 - ii 発達障がい者等及び家族等への支援体制の確保
- ④ 協議会の設置等

（3）障がい児支援の提供体制の確保

- ① 地域支援体制の構築
- ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- ④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
 - i 重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実
 - ii 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対する支援体制の充実
 - iii 虐待を受けた障がい児等に対する支援体制の整備
- ⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保



第2章 計画の目標

第1節 第6期障がい福祉計画等の目標達成状況

前回第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画では、以下の8つの項目について、主に令和5年度末をめどに目標を設定しており、その達成状況は以下のとおりとなっています。

1 施設入所者の地域生活への移行

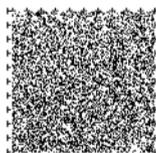
令和元年度末の施設入所者数が15人に対して、令和4年度末は11人で、グループホーム等への地域移行者数は令和3年度、令和4年度がそれぞれ1人と令和元年度末に対し、令和4年度末時点で合計2名が地域移行しており、令和5年度末の目標値を1名上回り、目標を達成しています。施設入所者数については、令和5年度末で見込数が8人と令和元年度末から7名減となっていますが、地域移行者だけではなく、死亡等による退所者も含まれています。

指 標	基 準	目 標 値	実 績	見 込 数	目 標 値 の 考 え 方
	令和元年度末	令和5年度末	令和4年度末	令和5年度末	
施設入所者数	15人	14人	11人	8人	国が定める基本方針に基づき数値を設定。
施設入所者削減見込		1人	1人	0人	削減人数（令和元年～令和5年）
施設入所者の地域移行者数		1人	1人	0人	国が定める基本方針に基づき数値を設定。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「保健・医療・福祉関係者による協議の場」を1か所設置し、実績は下記のようになっています。共同生活援助利用者数が令和4年度末で6人となり大きく伸びています。

指 標		項 目	目 標 値	実 績	目 標 値 の 考 え 方
保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議の場の開催回数	令和3年度末	2回	2回	目標設定、評価の実施を予定。
		令和4年度末	2回	2回	
		令和5年度末見込	2回	2回	
	参加者数	令和3年度末	15人	15人	県の協議の場に準ずる。
		令和4年度末	15人	15人	
		令和5年度末見込	15人	15人	
	評価の実施回数	令和3年度末	1回	1回	年1回ずつ実施予定。
		令和4年度末	1回	1回	
		令和5年度末見込	1回	1回	

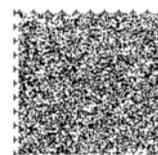


指 標		項 目	目 標 値	実 績	目 標 値 の 考 え 方
精神障がい者のサービス種別の利用状況	地域移行支援利用者数	令和3年度末	0人	0人	地域に事業所がなく、利用実績がないことから利用者数0で設定
		令和4年度末	0人	0人	
		令和5年度末見込	0人	0人	
	地域定着支援利用者数	令和3年度末	1人	2人	利用実績に基づき数値を設定。
		令和4年度末	1人	2人	
		令和5年度末見込	2人	6人	
精神障がい者のサービス種別の利用状況	共同生活援助利用者数	令和3年度末	4人	5人	利用実績に基づき数値を設定。
		令和4年度末	4人	6人	
		令和5年度末見込	5人	7人	
	自立生活援助利用者数	令和3年度末	0人	0人	県内に事業所がなく、利用実績がないことから利用者数0で設定。
		令和4年度末	0人	0人	
		令和5年度末見込	0人	0人	

3 地域生活支援拠点などが有する機能の充実

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等については1か所を整備しており、宮城東部自立支援協議会において機能の充実に向けて検討を行っています。

指 標		項 目	目 標 値	実 績	目 標 値 の 考 え 方
地域生活支援拠点等を確保	令和3年度末	1か所	1か所	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。	
	令和4年度末	1か所	1か所		
	令和5年度末見込	1か所	1か所		
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数	令和3年度末	2回	2回	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。	
	令和4年度末	2回	2回		
	令和5年度末見込	2回	2回		



4 福祉施設利用者の一般就労への移行など

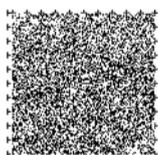
福祉施設から一般就労への移行者は、令和元年度末で4人に対し、令和5年度見込数は8人と、令和5年度末の目標値を大きく上回っています。また、一般就労移行者のうち就労定着支援利用率は、令和5年度末見込み12.5%で目標値を下回っています。

指 標	基 準	目 標 値	見 込 数	目 標 値 の 考 え 方
	令和元年度末	令和5年度末	令和5年度末	
福祉施設からの年間一般就労移行者数	4人	5人	8人	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
うち就労移行支援利用者数	4人	5人	7人	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
うち就労継続支援A型利用者数	0人	0人	2人	実績に基づき数値を設定。
うち就労継続支援B型利用者	0人	0人	0人	実績に基づき数値を設定。
一般就労移行者のうち就労定着支援利用率	25%	30%	12.5%	実績に基づき数値を設定。
就労定着支援による職場定着率8割以上の事業所	0%	0%	0%	町内に事業所がないことから利用者数0で設定。

5 障がい児支援の提供体制の整備など

障がい児支援の提供体制については、児童発達支援センターが1か所、「保育所等訪問支援を利用できる体制」が1か所、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が1か所、放課後等デイサービス事業所が1か所をそれぞれ設置しており、「医療的ケア児の協議の場」については未整備となっていますが、自立支援協議会で医療的ケア児の支援体制について検討しています。

指 標	項 目	目 標 値	見 込 数	目 標 値 の 考 え 方
		令和5年度末	令和5年度末	
児童発達支援センターの設置		1か所	1か所	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築		1か所	1か所	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
主に重症心身障がいのある児童を支援する事業所数	児童発達支援	1か所	1か所	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
	放課後等デイサービス	1か所	1か所	
医療的ケア児の協議の場の設置		1か所	0か所	国が定める基本方針に基づき数値を設定。
医療的ケア児等コーディネーターの配置数	令和3年度末	0人	0人	国が定める基本方針に基づき数値を設定。
	令和4年度末	0人	0人	
	令和5年度末見込	1人	1人	



6 相談支援体制の充実・強化

町では相談支援事業所との定期的な打合せや、自立支援協議会の相談検討部会において相談支援事業者に対する指導・助言、相談支援事業者の人材育成の支援、相談機関との連携強化の取組のそれぞれについて、目標値どおりに実施しています。

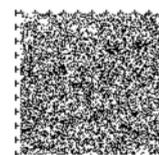
指 標		項 目	目 標 値	実 績	目 標 値 の 考 え 方
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施		令和3年度末	実施	実施	実績に基づき設定。
		令和4年度末	実施	実施	
		令和5年度末見込	実施	実施	
地域の相談支援体制の強化	相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	令和3年度末	12件	12件	実績に基づき設定。
		令和4年度末	12件	12件	
		令和5年度末見込	12件	12件	
	相談支援事業者の人材育成の支援件数	令和3年度末	12件	12件	実績に基づき設定。
		令和4年度末	12件	12件	
		令和5年度末見込	12件	12件	
	相談機関との連携強化の取組の実施回数	令和3年度末	12回	12回	実績に基づき設定。
		令和4年度末	12回	12回	
		令和5年度末見込	12回	12回	

7 発達障がい者に関する支援

発達障がい者に関する支援については、ペアレントトレーニング^{※18}やペアレントメンター^{※19}、ピアサポートの事業での実績はありませんでしたが関係機関と連携し情報の発信に努めていきます。

※¹⁸ ペアレントトレーニング：主に発達障害の子どもをもつ保護者が子どもとのより良いかわり方を学ながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子育てができるよう支援する保護者向けのプログラム。

※¹⁹ ペアレントメンター：自らも発達障害のある子を子育て経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。

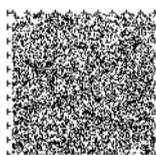


8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスの質の向上に向けて、各年度、障害福祉サービス等に係る研修等へ町職員が1名以上参加しています。

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析結果について事業所や関係自治体等との共有については未実施となっています。

指 標	項目	目標値	実績	目標値の考え方
障害福祉サービス等に係る研修等への町職員の参加人数	令和3年度末	1人	1人	実績に基づき数値を設定。
	令和4年度末	1人	1人	
	令和5年度末見込	1人	2人	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	令和3年度末	0回	0回	体制を構築し、令和5年度末には分析結果を共有できるよう数値を設定。
	令和4年度末	0回	0回	
	令和5年度末見込	1回	0回	



第2節 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における成果目標

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画では、計画に記載すべき事項として、計画の実施により達成すべき基本的な成果目標と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき活動指標が定められており、数値目標及び必要なサービス量・確保のための方策を定める必要があります。

1 施設入所者の地域生活への移行

《国の考え方》

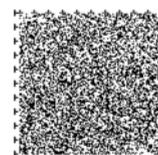
- ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行する
- ・令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する

指 標	基準	目標値	目標値の考え方
	令和4年度末	令和8年度末	
施設入所者数	11人	10人	国が定める基本方針に基づき数値を設定。
施設入所者削減見込		1人	削減人数（令和4年—令和8年）
施設入所者のグループホーム等への地域移行率		9.09%	国が定める基本方針に基づき数値を設定。

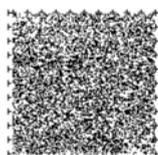
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

《国の考え方》

- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数及び保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族の関係者ごとの参加者数、目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する
- ・精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる利用者数を設定する
- ・精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）のそれぞれの利用が見込まれる利用者数を設定する



指 標		項 目	目 標 値	目 標 値 の 考 え 方
保健、医療、福祉関係者による協議の場	保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	令和6年度末	3回	目標設定、評価の実施を予定。
		令和7年度末	3回	
		令和8年度末	3回	
	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族の関係者ごとの参加者数	令和6年度末	16人	県の協議の場に準ずる。
		令和7年度末	16人	
		令和8年度末	16人	
	目標設定及び評価の実施回数	令和6年度末	1回	年1回ずつ実施予定。
		令和7年度末	1回	
		令和8年度末	1回	
精神障がい者のサービス種別の利用状況	地域移行支援利用者数	令和6年度末	0人	地域に事業所がなく、利用実績がないことから利用者数0で設定。
		令和7年度末	0人	
		令和8年度末	0人	
	地域定着支援利用者数	令和6年度末	2人	利用実績に基づき数値を設定。
		令和7年度末	2人	
		令和8年度末	2人	
	共同生活援助利用者数	令和6年度末	6人	利用実績に基づき数値を設定。
		令和7年度末	6人	
		令和8年度末	6人	
	自立生活援助利用者数	令和6年度末	0人	県内に事業所がなく、利用実績がないことから利用者数0で設定。
		令和7年度末	0人	
		令和8年度末	0人	
	自立訓練（生活訓練）利用者数	令和6年度末	1人	利用実績に基づき数値を設定。
		令和7年度末	1人	
		令和8年度末	1人	



3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

《国の考え方》

- 地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する
- 令和8年度末までに、市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める

指 標	項 目	目 標 値	目 標 値 の 考 え 方
地域生活支援拠点等の確保	令和6年度末	1 か所	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
	令和7年度末	1 か所	
	令和8年度末	1 か所	
コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制構築	令和6年度末	1 人	国が定める基本方針に基づき数値を設定。
	令和7年度末	1 人	
	令和8年度末	1 人	
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数	令和6年度末	2 回	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
	令和7年度末	2 回	
	令和8年度末	2 回	
強度行動障害を有する者に関し、町又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制整備を推進	令和6年度末	検討	自立支援協議会の中で、広域での体制整備を想定して設定。
	令和7年度末	検討	
	令和8年度末	整備	

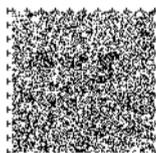


4 福祉施設から一般就労への移行等

《国の考え方》

- 令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上にする。そのうち、就労移行支援事業は1.31倍以上、就労継続支援A型事業は概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業は概ね1.28倍以上を目指す
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする
- 就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度の実績の1.41倍以上とする
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする

指 標	基準	目標値	目標値の考え方
	令和3年度末	令和8年度末	
福祉施設からの年間一般就労移行者数	8人	11人	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
うち生活介護からの移行者数	0人	0人	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
うち自立訓練（機能訓練）からの移行者数	0人	0人	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
うち自立訓練（生活訓練）からの移行者数	0人	0人	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
うち就労移行支援事業利用者数	5人	7人	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
うち就労継続支援A型事業利用者数	3人	4人	実績に基づき数値を設定。
うち就労継続支援B型事業利用者数	0人	0人	実績に基づき数値を設定。
地域の支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会等（就労部会）等を設けて取組を推進	実施	実施	自立支援協議会での支援体制構築のための検討を想定して設定。
就労定着支援事業の利用者数	3人	7人	実績に基づき数値を設定。
指 標	基準	目標値	目標値の考え方
	令和4年度末	令和8年度末	
一般就労移行率5割以上の事業所の割合	—	0.0%	町内に事業所がないことから0で設定
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	—	0.0%	

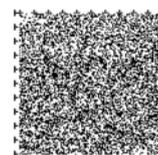


5 障がい児支援の提供体制の整備等

《国の考え方》

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する
- 令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する
- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保する

指 標	項 目	目 標 値	目 標 値 の 考 え 方
		令和8年度末	
児童発達支援センターの設置		1か所	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
障がい児インクルージョンの推進体制〈保育所等訪問支援を利用できる体制の構築〉		実施	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
主に重症心身障がいのある児童を支援する事業所数	児童発達支援	1か所	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
	放課後等デイサービス	1か所	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
医療的ケア児の協議の場の設置		1か所	国が定める基本方針に基づき数値を設定。
医療的ケア児等コーディネーターの配置数	令和6年度末	1人	国が定める基本方針に基づき数値を設定。
	令和7年度末	1人	
	令和8年度末	1人	

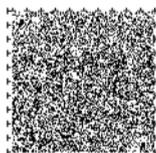


6 相談支援体制の充実・強化等

《国の考え方》

- 令和8年度末までに、市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する

指 標		項 目	目 標 値	目標値の考え方
基幹相談支援センターの整備		令和6年度末	実施	実績に基づき数値を設定。
		令和7年度末	実施	
		令和8年度末	実施	
地域の相談支援体制の強化	相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	令和6年度末	12件	実績に基づき数値を設定。
		令和7年度末	12件	
		令和8年度末	12件	
	相談支援事業者の人材育成の支援件数	令和6年度末	12件	実績に基づき数値を設定。
		令和7年度末	12件	
		令和8年度末	12件	
	相談機関との連携強化の取組の実施回数	令和6年度末	12回	実績に基づき数値を設定。
		令和7年度末	12回	
		令和8年度末	12回	
	個別事例の検証回数	令和6年度末	12回	実績に基づき数値を設定。
		令和7年度末	12回	
		令和8年度末	12回	
主任相談支援専門員の配置数	令和6年度末	1人	実績に基づき数値を設定。	
	令和7年度末	1人		
	令和8年度末	1人		
協議会での事例検討する体制の確保			1か所	実績に基づき数値を設定。



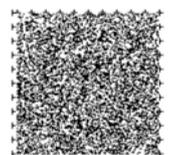
指 標		項 目	目 標 値	目 標 値 の 考 え 方
自立支援協議会での事例検討等	協議会での事例検討回数	令和6年度末	12 回	実績に基づき数値を設定。
		令和7年度末	12 回	
		令和8年度末	12 回	
	参加事業者・機関数	令和6年度末	13 機関	実績に基づき数値を設定。
		令和7年度末	13 機関	
		令和8年度末	13 機関	
	専門部会の設置数	令和6年度末	1 部会	実績に基づき数値を設定。
		令和7年度末	1 部会	
		令和8年度末	1 部会	
	専門部会の開催数	令和6年度末	12 回	実績に基づき数値を設定。
		令和7年度末	12 回	
		令和8年度末	12 回	

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

《国の考え方》

- 令和8年度末までに、市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する

指 標		項 目	目 標 値	目 標 値 の 考 え 方
障害福祉サービス等に係る 研修等への町職員の参加人数		令和6年度末	1 人	実績に基づき数値を設定。
		令和7年度末	1 人	
		令和8年度末	1 人	
障害者自立支援 審査支払等シス テム等による審 査結果の共有	実施の有無	令和6年度末	無	体制を構築し、令和8年度末には分析結果を共有できるよう数値を設定。
		令和7年度末	無	
		令和8年度末	有	
	共有回数	令和6年度末	0 回	
		令和7年度末	0 回	
		令和8年度末	1 回	



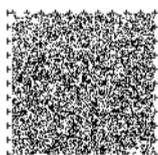
8 発達障がい者等に対する支援

《国の考え方》

- ペアレントトレーニング等支援プログラムへの参加など発達障がい者等の家族等に対する支援体制を確保する。

発達障がい者に関する支援としてのペアレントトレーニング等の支援プログラムについては、県等で実施するプログラムについての対象者への周知を行います。また、ピアサポート事業等の家族等に対する支援体制については、広域での実施も含め検討しながら、関係機関と連携し、情報の発信に努めていきます。

指 標		項目	目標値	目標値の考え方
発達障がい者支援プログラム等への参加	受講者数 (保護者)	令和6年度末	1人	国が定める基本方針に基づき数値を設定。
		令和7年度末	1人	
		令和8年度末	1人	
	実施者 (支援者)	令和6年度末	1人	
		令和7年度末	1人	
		令和8年度末	1人	



第3節 障がい福祉計画における障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

1 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

- ・自宅での入浴介護や排せつ介護等の身体介護、食事の調理や掃除などの家事援助、通院等の際に付き添うなどの通院等介助サービスを行います。

② 重度訪問介護

- ・重度の肢体不自由で常時介護を必要とする障がいのある人や常時介護を必要とする重度の知的または精神障がいのある人を対象に、自宅での入浴介護や排せつ介護等の身体介護、食事の調理や掃除などの家事援助、通院等の際に付き添うなどの通院等介助サービスを総合的にを行います。

③ 同行援護

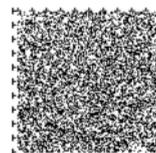
- ・視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人を対象に、外出時における移動の援護や、移動に必要な情報提供を行います。

④ 行動援護

- ・常時介護を必要とする重度の知的または精神障がいのある人を対象に、危険を回避するために必要な外出時の支援を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

- ・常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方を対象に、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。



【現状・課題と方向性】

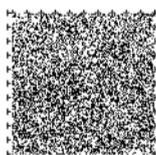
訪問系サービスについて、令和4年度時点の利用者数は重度訪問介護が1人増加し、概ね計画量通りとなっています。利用時間では居宅介護と重度訪問介護で1人あたりの利用で増加し計画量を上回っています。

本町では日中活動系サービスの利用者が多くいるなか、訪問系サービスの利用者数は微増で利用時間も伸びている状況となっています。

訪問系サービスについては、障がいの重度化・重複化、高齢化への対応を念頭に、今後も常時介護を要する人へのニーズに応じた柔軟な支援が行えるようにしていく必要があります。

【見込量】

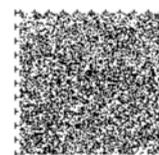
			実績		見込	計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数 (人/月)	実績	17	18	20	18	18	18
		計画	18	18	18			
	サービス量 (時間/月)	実績	264	296	348	310	310	310
		計画	260	260	260			
<算定根拠> 利用実績の平均から見込みました。								
重度訪問 介護	利用者数 (人/月)	実績	3	3	3	3	3	3
		計画	2	2	2			
	サービス量 (時間/月)	実績	257	569	645	600	600	600
		計画	200	200	200			
<算定根拠> 令和3年度の利用時間数はコロナの影響があると考えられるため、令和4年・5年度の実績及び利用ニーズから見込みました。								
行動援護	利用者数 (人/月)	実績	6	7	8	7	7	7
		計画	7	7	7			
	サービス量 (時間/月)	実績	41	43	45	43	43	43
		計画	42	42	42			
<算定根拠> 利用実績の平均から見込みました。								



			実績		見込	計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	利用者数 (人/月)	実績	6	6	6	6	6	6
		計画	6	6	6			
	サービス量 (時間/月)	実績	48	45	54	50	50	50
		計画	40	40	40			
<算定根拠> 利用実績の平均から見込みました。								
重度障がい者等包括支援	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
	サービス量 (時間/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
<算定根拠> これまで利用者はなく、県内での未整備状況を踏まえて、今後も利用はないと見込みました。								

【見込量確保の方策】

- ・居宅介護をはじめとする訪問系サービスについては、障がいのある人のニーズに応じたサービスを提供できるよう、障がいのある人への情報提供に努めるとともに、障がいの重度化・重複化、高齢化への対応を充実させるため、サービス提供事業者と連携を図りながらサービス提供体制の確保や質の向上に努めます。
- ・重度訪問介護や同行援護等に関する事業に従事するための要件となる研修等について、事業所に研修実施の情報提供や参加を呼びかけ、資格要件を有する人材の確保に努めます。



(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

- ・常時介護が必要な人を対象に、事業所において、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会の提供などのサービスを行います。

② 自立訓練（機能訓練）

- ・地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のために支援を必要とする身体障がいのある人を対象に、定められた期間内で、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを行います。

③ 自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練含む）

- ・地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のために支援を必要とする知的障がい、精神障がいのある人を対象に、定められた期間内で、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを行います。

④ 就労選択支援（新規）

- ・障がいのある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスを行います。（令和7年度中に施行予定）

⑤ 就労移行支援

- ・一般就労等を希望し、企業等活動または在宅での就労等が見込まれる人を対象に、一定期間内で、事業所・企業における作業や実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のために必要な訓練、指導等のサービスを行います。

⑥ 就労継続支援（A型）

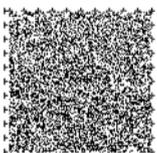
- ・通常の事業所（企業等）に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人を対象に、一般就労に向け必要な指導や訓練等のサービスを行います。

⑦ 就労継続支援（B型）

- ・企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があって、企業等や就労継続支援事業（A型）の雇用に結びつかなかった人を対象に、雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを行います。

⑧ 就労定着支援

- ・一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。



⑨ 療養介護

- ・病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護が必要な人を対象に、病院等への入院による医学的管理の下、食事・入浴等の介護の提供、日常生活上の相談支援、社会参加活動支援などを通して身体能力や日常生活能力の維持・向上のために必要な介護、訓練等を行います。

⑩ 短期入所（福祉型・医療型）

- ・居宅で介護している介護者の疾病やその他の理由で、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする人を対象に、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

【現状・課題と方向性】

日中活動系サービスについては、生活介護、自立訓練（生活介護）、就労継続支援（B型）がほぼ横ばい、就労継続支援（A型）、短期入所（福祉型）は計画量を下回っています。

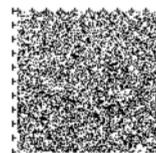
一方、就労移行支援、就労定着支援、療養介護の利用実績は計画量を上回り利用も増加しています。

計画量を下回っている就労継続支援（A型）事業所は町内にはなく、広域でも少ない状況となっており、短期入所（福祉型）等を含めて関係機関との連携を図りながら利用者等のニーズに対して広域で検討していく必要があります。

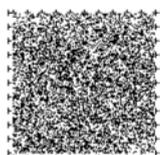
今後は、生活介護の共生型サービスの検討や就労系事業所等への働きかけが必要となります。

【見込量】

			実績		見込	計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数 (人/月)	実績	55	55	55	55	56	57
		計画	58	59	60			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	1,122	1,118	1,134	1,120	1,130	1,140
		計画	1,160	1,180	1,700			
<算定根拠> これまでの利用実績と利用ニーズから微増傾向で見込みました。								



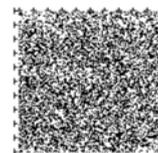
				実績		見込		計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	実績	0	1	0	1	1	1		
		計画	1	1	1					
	サービス量 (利用日数/月)	実績	0	15	0	15	15	15		
		計画	15	15	15					
<算定根拠> これまでの利用実績が少なく、最低限の利用を見込みました。										
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	実績	2	2	1	2	2	2		
		計画	2	2	2					
	サービス量 (利用日数/月)	実績	50	48	23	44	44	44		
		計画	44	44	44					
<算定根拠> 利用実績及び利用ニーズから見込みました。										
宿泊型 自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	実績	2	2	1	2	2	2		
		計画								
	サービス量 (利用日数/月)	実績	56	65	31	60	60	60		
		計画								
<算定根拠> 利用実績及び利用ニーズから見込みました。										
就労選択 支援	利用者数 (人/月)	実績					0	0		
		計画								
<算定根拠> 新たなサービスであるためサービス提供事業所の動向が把握できないことから今計画中は利用がないと見込みました。										
就労移行 支援	利用者数 (人/月)	実績	10	12	14	12	12	12		
		計画	8	8	8					
	サービス量 (利用日数/月)	実績	167	179	204	190	190	190		
		計画	160	160	160					
<算定根拠> 利用実績及び利用希望者の状況から見込みました。										
就労継続 支援(A型)	利用者数 (人/月)	実績	17	15	18	18	18	18		
		計画	18	18	18					
	サービス量 (利用日数/月)	実績	341	282	344	360	360	360		
		計画	360	360	360					
<算定根拠> 利用実績及び利用希望者の状況から見込みました。										



			実績		見込	計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援(B型)	利用者数 (人/月)	実績	66	72	75	75	78	81
		計画	67	72	75			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	1,191	1,294	1,424	1,350	1,482	1,539
		計画	1,206	1,296	1,350			
<算定根拠> 利用実績及び利用希望者の状況から増加傾向で見込みました。								
就労定着支援	利用者数 (人/月)	実績	3	5	6	6	6	7
		計画	2	2	3			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	3	5	6	6	6	7
		計画	2	2	3			
<算定根拠> 利用実績と利用希望者の状況から見込みました。								
療養介護	利用者数 (人/月)	実績	7	7	7	7	7	7
		計画	6	6	6			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	205	213	198	205	205	205
		計画	183	183	183			
<算定根拠> 利用実績の平均から見込みました。								
短期入所 (ショートステイ) (福祉型)	利用者数 (人/月)	実績	42	43	46	45	50	55
		計画	60	64	68			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	177	193	222	225	250	275
		計画	210	224	238			
<算定根拠> これまでの利用実績から増加傾向で見込みました。								
短期入所 (ショートステイ) (医療型)	利用者数 (人/月)	実績	0	1	0	1	1	1
		計画	1	1	1			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	0	23	0	4	4	4
		計画	4	4	4			
<算定根拠> 令和4年度の利用実績から最低限の利用を見込みました。								

【見込量確保の方策】

- 生活介護については介護保険と連携した共生型サービスの検討や事業所の参入促進等を図り、サービスの確保に努めます。



- 就労継続支援（B型）、短期入所（福祉型）については、更なるニーズの増加が予想されることから、広域での事業所の参入が図られるよう働きかけていきます。
- 就労移行支援、就労継続支援（A型）など町内に事業所がないサービスについては、関係機関と連携し、広域でサービスの確保について検討していきます。
- 就労支援等においては、就労定着への支援、事業所等への障がい理解などの取組みを進め、障がいのある人の就労移行と働きやすい環境づくりに努めていきます。

（3）居住系サービス

① 自立生活援助

- 障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人などについて、理解力や生活力等を補う観点から、訪問等による適切な支援を行います。

② 共同生活援助（グループホーム）

- 就労、または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい、精神障がいのある人で、日常生活上の援助が必要な人が対象に、家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを行います。

③ 共同生活援助（グループホーム）重度障害者等包括支援

- 重度障害者包括支援対象の方に夜間や休日、共同生活を行う住居で、家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを行います。

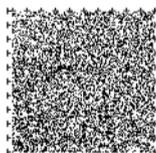
④ 施設入所支援

- 生活介護や自立訓練、就労移行支援等の対象者に対し、日中活動とあわせて夜間等における入浴、排せつまたは食事の介護等、必要な介護、支援等を行います。

【現状・課題と方向性】

居住系サービスについては、共同生活援助（グループホーム）利用者が増加しており、計画量を上回っています。一方で施設入所支援は計画量を下回りましたが、地域生活への移行は令和4年度に1名と、長期的に入所されている方も多くなっています。

居住系サービスの利用が増加にあることから、居住の場の確保の充実が求められています。特に、共同生活援助（グループホーム）については、町内に1事業所は整備されていますが、将来的な生活の場としてグループホームを希望する当事者、家族も増加してくることが予想されることや障がいのある人の施設入所から地域生活への移行を進めることが受け皿として、さらなる拡充を図る必要があります。

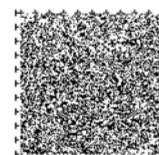


【見込量】

			実績		見込	計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
<p><算定根拠> これまで利用者はなく、県内に事業所もないため、今後も利用はないと見込みました。</p>								
共同生活援助 (グループホーム) 重度障害者含む	利用者数 (人/月)	実績	21	23	27	28	30	32
		計画	20	21	22			
<p><算定根拠> これまでの利用実績から微増傾向で見込みました。</p>								
施設入所支援	利用者数 (人/月)	実績	12	11	9	9	9	8
		計画	15	15	14			
<p><算定根拠> 利用実績と地域移行の成果目標1人削減から令和8年度に8人で見込みました。</p>								

【見込量確保の方策】

- ・自立生活援助は、現在、近隣に事業所がないことから参入希望の事業所への情報提供を行い、サービス利用の希望があった際に対応できるよう努めます。
- ・共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援の居住系サービスは、利用者も増加しておりニーズも高いことから、引き続き事業所の参入促進や広域での居住の場の確保を図っていきます。また、国、県に対し施設整備の補助等について要望していきます。



(4) 指定相談支援

① 計画相談支援

- ・障がいのある人や保護者、家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整を行うほか、サービス等利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、モニタリング等を行います。

② 地域移行支援

- ・施設に入所している障がいのある人、精神病院に入院している精神障がいのある人に住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

③ 地域定着支援

- ・居宅において単身等で生活する障がいのある人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等への相談・緊急訪問・緊急対応等を行います。

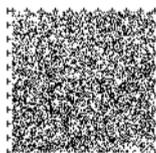
【現状・課題と方向性】

指定相談支援の現状では、平成 30 年度の法改正もあり、モニタリングの回数も増え、計画相談支援の利用者が計画量を大きく上回りました。一方で、地域定着支援の利用実績は計画量の 90%、地域移行支援の利用はありません。

計画相談支援の利用が増加傾向にあることから、今後も相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

【見込量】

			実績		見込	計画		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画相談支援	利用者数 (人/月)	実績	54	63	57	58	61	64
		計画	36	39	42			
<算定根拠> 利用実績から微増傾向で見込みました。								
地域移行支援	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	0	0	1
		計画	0	0	0			
<算定根拠> 利用実績はなく、近隣に事業がないため最低限の利用を見込みました。								
地域定着支援	利用者数 (人/月)	実績	4	4	4	4	4	5
		計画	4	4	5			
<算定根拠> これまでの利用実績から見込みました。								



【見込量確保の方策】

- ・指定相談支援については、障がいのある人や保護者等からの一般的な相談、サービス等利用計画に関する相談などの支援体制の充実を図るとともに、宮城東部地域自立支援協議会と連携を図り、相談支援専門員の資質向上に取り組むなど引き続き相談支援体制の充実を図ります。
- ・地域移行・地域定着などについては、事業者や広域での連携・調整による支援体制の確保に努めていきます。

2 地域生活支援事業

(1) 必須事業

① 理解促進・啓発事業

- ・地域住民に対し、障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

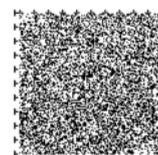
② 自発的活動支援事業

- ・障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

③ 相談支援事業

- ・障がいのある人や保護者又は障がいのある人の介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報の提供等、権利擁護のための必要な援助を行います。

ア. 障害者相談支援事業	障がいのある人や保護者、介護者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
イ. 基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを広域で設置し、障がいのある人などの相談、情報提供、助言を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援などの事業を推進します。
ウ. 市町村相談支援機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を相談事業所に配置し、相談支援事業の機能を強化します。
エ. 住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行います。



④ 成年後見制度利用支援事業

- ・成年後見制度の利用が有効と認められる身体、知的、精神に障がいのある人に対して成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を図るとともに、利用の促進に向けて、制度の周知に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

- ・障がいのある人の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めるとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

⑥ 意思疎通支援事業

- ・聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣し意思疎通の円滑化を図ります。

⑦ 日常生活用具給付等事業

- ・重度の身体、知的、精神の障がいのある人、障がいのある児童を対象に、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等を給付します。

⑧ 移動支援事業

- ・屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出時に必要な支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進します。

⑨ 手話奉仕員養成研修事業

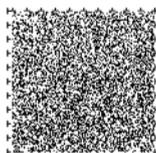
- ・意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等の自立した日常生活又は社会生活を支援するため、手話奉仕員を養成します。町で開催するイベント等、手話奉仕員の実践活動の場や研修の場を提供していきます。

⑩ 地域活動支援センター事業

- ・創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るため、地域活動支援センター事業を行います。

【現状・課題と方向性】

地域生活支援事業のなかで、自発的活動支援事業は、地域活動支援センター内で実施しており、相談支援事業は、令和5年度現在で3か所、うち1か所は基幹相談支援センターも実施しています。また、相談支援機能強化事業は実施していますが、住宅入居等支援事業は未実施となっています。成年後見制度利用支援事業は利用者がいませんでした。成年後見制度法人後見支援事業については未実施となっており、状況を見ながら検討をしていく必要があります。意思疎通支援事業の利用は、利用者が固定しています。



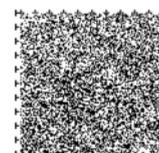
日常生活用具の給付実績は、計画量を上回り、排泄管理支援用具の給付が8割を占めています。

さらに、移動支援事業の利用は、コロナ禍の影響もあり、計画量を下回っています。手話奉仕員養成研修事業は、令和3年度から令和4年度でコロナ禍の影響がありましたが、令和5年度には管内市町合同で研修会を実施しています。一方で地域活動支援センター事業は計画量を上回っており、継続的に通所されている方が多く、ボランティアの参加もあり通いの場として定着しています。

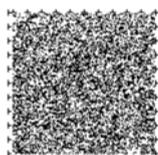
地域生活支援事業については、地域の実情や社会情勢、利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業として、利用者のニーズや社会環境に応じたサービスの提供が求められています。また、地域共生社会の実現に向けて障がい特性や障がい理解促進に向けた啓発活動の取組みを進める必要があります。

【見込量】

		実績			見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
理解促進・啓発事業								
理解促進・啓発事業	実施有無	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		計画	実施	実施	実施			
		<算定根拠> これまで同様、講演会や広報活動を実施していきます。						
自発的活動支援事業								
自発的活動支援事業	実施有無	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		計画	実施	実施	実施			
		<算定根拠> 地域活動支援センターで継続していきます。						
相談支援事業								
障害者相談支援事業	実施か所数(か所)	実績	3	3	3	3	3	3
		計画	3	3	3			
		<算定根拠> 3か所の事業所で相談機能を推進していきます。						
基幹相談支援センター	実施か所数(か所)	実績	1	1	1	1	1	1
		計画	1	1	1			
		<算定根拠> 基幹相談支援センターと連携を図りながら、より機能を充実させていきます。						
相談支援機能強化事業	実施有無	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		計画	実施	実施	実施			
		<算定根拠> 基幹相談センターにより実施していきます。						



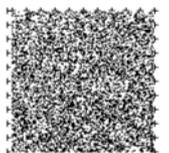
		実績		見込	計画			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
相談支援事業								
住居入居 等支援事業	実施有無	実績	未実施	未実施	未実施	未定	未定	未定
		計画	実施	実施	実施			
<算定根拠> 実績はありませんが、ニーズに対応できるよう実施していきます。								
成年後見制度利用支援事業								
成年後見制 度利用支援 事業	利用件数 (件/年)	実績	0	0	0	1	1	1
		計画	1	1	1			
<算定根拠> 実績はありませんが、最低限の利用を見込みました。								
成年後見制度法人後見支援事業								
成年後見制 度法人後見 支援事業	実施有無	実績	実施なし	実施なし	実施なし	実施	実施	実施
		計画	実施	実施	実施			
<算定根拠> 障害者権利擁護センターと連携し、機能を充実させていきます。								
意思疎通支援事業								
意思疎通 支援事業	利用者数 (人/年)	実績	5	3	3	3	3	3
		計画	3	3	3			
<算定根拠> 利用実績及び利用ニーズから見込みました。								
日常生活用具給付等事業								
日常生活用 具給付等事 業	合計利用 件数 (件/年)	実績	101	106	120	110	110	110
		計画	95	95	95			
<算定根拠> 利用実績の平均から見込みました。								
移動支援事業								
移動支援事 業	利用者数 (人/年)	実績	6	6	6	6	6	6
		計画	10	10	10			
	利用時間数 (時間/年)	実績	254	316	288	300	300	300
		計画	400	400	400			
<算定根拠> これまでの利用実績から見込みました。								



		実績		見込	計画			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
手話奉仕員養成研修事業								
手話奉仕員養成研修事業	利用者数(人/年)	実績	中止	2	5	5	6	6
		計画	10	10	10			
<算定根拠> 利用実績及び利用ニーズから見込みました。								
地域活動支援センター事業								
地域活動支援センター事業	実施か所数(か所)	実績	1	1	1	1	1	1
		計画	1	1	1			
	利用者数(人/年)	実績	21	21	21	21	21	21
		計画	16	16	16			
<算定根拠> 利用実績及び利用ニーズから見込みました。								

【見込量確保の方策】

- 地域生活支援事業については、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業として、必要な人の利用につながるようより一層の情報提供の充実を図ります。併せて、地域共生社会の実現に向けて障がい特性や障がい理解促進に向けた啓発活動の取組を促進します。
- 移動支援事業、意思疎通支援事業については、一定の利用者が見込まれることから、事業所等へ業務委託し、より良いサービスが提供できるよう努めます。また、聴覚障がい者を支援するため、手話奉仕員の養成・育成に努めます。
- 日常生活用具給付事業については、排せつ管理支援用具を中心に、障がいのある人が自立した日常生活を送れるよう適切な給付に努めます。
- 地域活動支援センターの利用促進を図り、地域の障がい者が集える場の提供や社会参加の促進が図れるよう努めるとともに、活動内容等について、住民への周知に努めます。
- 相談支援事業について、気軽に相談できる環境等の整備や相談に応じる職員の資質向上に努めます。特に成年後見制度利用支援事業については、利用の促進に向けて制度の周知、成年後見制度法人後見支援事業については障害者権利擁護センターと連携し、機能の充実を図ります。



(2) その他の地域生活支援事業（任意事業）

① 訪問入浴サービス事業

- ・重度の身体障がいのある人が居宅浴室において入浴することが困難な場合に、居宅に浴槽等の機材を搬入し、入浴サービスを行います。

② 日中一時支援事業

- ・見守り等の支援が必要な障がいのある人を一時的に預かる場所を提供し、介護者の一時的な休息の確保や就労支援を図ります。

③ 自動車運転免許取得・改造費助成事業

- ・障がいのある人が就労等の社会活動へ参加するために必要な自動車運転免許取得費用の一部を助成します。また、肢体不自由の身体に障がいのある人に対しては、自動車改造の費用の一部を助成します。

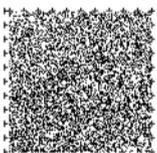
【現状・課題と方向性】

その他の地域生活支援事業（任意事業等）のなかでは、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業の利用回数が計画量を下回る利用となっていますが、対象者の個々のニーズに応じ、必要なサービス量を提供しています。自動車運転免許取得・改造費助成事業では3件の実績となっています。

その他の地域生活支援事業（任意事業等）については、今後も地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に事業を実施していく必要があります。

【見込量】

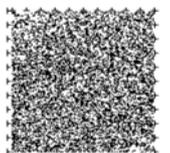
		実績		見込	計画			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
その他の地域生活支援事業（任意事業等）								
訪問入浴サービス事業	利用者数 (人/年)	実績	2	2	2	2	2	2
		計画	2	3	3			
	利用回数 (回/年)	実績	151	145	156	200	200	200
		計画	140	200	200			
<算定根拠> 利用実績及び1人あたりの利用回数等から見込みました。								
日中一時支援事業	利用者数 (人/年)	実績	2	2	2	3	3	3
		計画	2	2	2			
	利用回数 (回/年)	実績	6	41	18	20	20	20
		計画	110	110	110			
<算定根拠> 利用実績及び利用ニーズから見込みました。								



		実績		見込	計画			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
その他の地域生活支援事業（任意事業等）								
自動車運転 免許取得・ 改造費助成 事業	利用件数 （件/年）	実績	2	3	3	3	3	3
		計画	2	2	2			
		<算定根拠> これまでの利用実績から見込みました。						

【見込量確保の方策】

- ・訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業については、事業所等へ業務委託し、利用見込みに対する提供体制を確保していくとともに、利用者のニーズに柔軟に対応し、より良いサービスが提供できるよう努めます。
- ・自動車運転免許取得・改造費助成事業については、障がい者の社会参加に欠かせない事業であることから必要とする人の利用につながるよう情報提供に努めます。



第4節 障がい児福祉計画における児童福祉法に基づくサービス等の見込量と確保のための方策

【施策内容】

1 児童福祉法に基づくサービス

(1) 障害児相談支援

- ・児童の保護者から依頼を受けた指定障害児相談支援事業者が、支給決定前に「障害児支援利用計画案」を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行い、「障害児支援利用計画」の作成を行うほか、一定期間ごとに支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います。

(2) 障害児通所支援

① 児童発達支援

- ・療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

② 医療型児童発達支援

- ・肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児を対象に、児童発達支援及び治療を行います。

③ 居宅訪問型児童発達支援

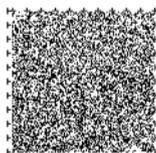
- ・重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

④ 放課後等デイサービス

- ・小学校から中学、高校までの学校に通う障がい児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

⑪ 保育所等訪問支援

- ・臨床発達心理士や作業療法士等が、保育所や児童が集団生活を営む施設等を定期的に訪問し、障がい児本人や保育所等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。



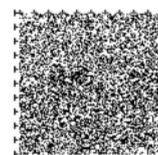
【現状・課題と方向性】

児童福祉法に基づくサービスのなかで、障害児相談支援の利用者数は、計画量を上回っています。障害児通所支援は、放課後等デイサービスの利用日数で増加しています。また、児童発達支援、保育所等訪問支援は利用者数が計画量の横ばいで推移していますが、児童発達支援では利用日数で上回る結果となりました。一方、医療型児童発達支援では実績がありませんでした。

利用が増加傾向にあるサービスは、利用者等のニーズに対して柔軟に応じた支援を行っていく必要があります。また、利用実績のないサービスもニーズがあったときに利用ができるよう、利用者に対して情報提供できる体制整備が必要となります。

【見込量】

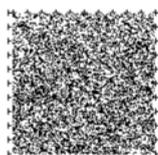
			実績		見込	計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児 相談支援	利用者数 (人/月)	実績	30	36	32	30	32	34
		計画	24	26	28			
	<算定根拠> これまでの利用実績平均及び利用ニーズから微増傾向で見込みました。							
児童発達 支援	利用者数 (人/月)	実績	20	22	25	24	25	26
		計画	21	22	23			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	138	191	222	192	200	208
		計画	136	142	148			
	<算定根拠> これまでの利用実績平均及び利用ニーズから微増傾向で見込みました。							
医療型 児童発達 支援	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
<算定根拠> 県内に事業所がないため、今後も利用はないと見込みました。								
居宅訪問 型児童発 達支援	利用者数 (人/月)	実績	0	0	1	1	1	1
		計画	0	0	0			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	0	0	3	5	5	5
		計画	0	0	0			
	<算定根拠> 利用実績及び利用ニーズから見込みました。							



			実績		見込	計画			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
放課後等 デイサー ビス	利用者数 (人/月)	実績	167 (94)	164 (93)	112 (94)	95	96	97	
		計画	178	180	182				
	サービス量 (利用日数/月)	実績	1,086	1,150	1,212	1,235	1,248	1,261	
		計画	1,157	1,170	1,183				
	<算定根拠> 前計画値では事業所ごとの利用者の数値でしたが、実利用で重複者があるため ()内に実利用者を記載し、3期計画以降は実利用者を記載しています。計画 値は利用実績平均及び実利用者のニーズから微増すると見込みました。								
	保育所等 訪問支援	利用者数 (人/月)	実績	3	3	3	3	4	5
計画			3	4	5				
サービス量 (利用日数/月)		実績	3	3	3	3	4	5	
		計画	3	4	5				
<算定根拠> これまでの利用実績平均及び利用ニーズから微増傾向で見込みました。									

【見込量確保のための方策】

- 障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援は利用の増加が見込まれることから、対象となる児童や保護者の状況及びニーズへの細かな対応に努めます。
- 医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、現在事業所はありませんが、対象となる児童を既存の事業所が受け入れることができるように連携を図ります。



2 子ども・子育て支援法に基づく支援

(1) 障がいのある児童の教育・保育

- ・就学前の障がいのある児童について、教育・保育施設への受入体制の充実に努めます。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）

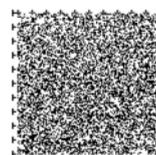
- ・保護者が共働きなどにより、昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後の居場所としての機能の充実を図ります。また、小学校との連携を強化し、児童の健全育成を図るとともに、集団活動の可能な障がいのある児童について、放課後児童クラブでの受入体制の充実に努めます。

【現状・課題と方策】

町では障がいのあるなしに関わらず、保育所や放課後児童クラブを必要とする児童を受け入れており、保育所については、医療的ケア児の受入れ体制について検討を始めているところです。それぞれの環境で障がいのある児童に配慮し安心・安全に過ごすために必要な人材の確保や知識・技術の習得が課題になっています。

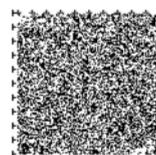
また、保育所や幼稚園等と児童発達支援、放課後児童クラブと放課後等デイサービスを併用して利用している児童もいます。

今後も保健機関や保育機関、教育機関、サービス提供事業所との連携を図り、また、それぞれの事業の役割を留意しつつ、受け入れ環境の充実を図ります。



第3編

計画の推進体制



第1章 計画の推進体制

第1節 庁内の推進体制と町民・関係機関等の連携

計画の基本理念の実現に向けて、障がい者福祉の分野にとどまらず、庁内のさまざまな部局と連携を図り事業・施策を進めます。

また、各種の障がい福祉施策を推進し、共に生きる地域社会づくりを推進していくためには、行政、事業者、医療機関、学校、ボランティア団体等の各関係機関との連携や地域のネットワークが必要であり、障がいや障がいのある方に対する理解に関する啓蒙・普及に努めながら、障がい者団体等の関係機関や地域住民と必要な情報を共有し、ともに協力していくための体制を確立していきます。

第2節 国・県・近隣市町村との連携・協力

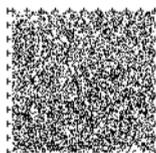
広域的に対応する必要がある事業については、国・県・近隣市町村とも連携・協力できる体制づくりを進めます。

また、障害福祉サービスの提供にあたっては、サービス提供事業者の人材や質の確保が必要であり、報酬体系や十分な研修制度の確立等について、国・県に対し要望していきます。

第3節 地域自立支援協議会

本町では、国が定める障害者総合支援法第89条の3の規定に基づき、塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町及び利府町（二市三町）で構成する市町による宮城東部地域自立支援協議会を設置しています。

宮城東部地域自立支援協議会は、地域において障がいのある人の生活を支える相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、関係機関及び関係者の協力により、障がいのある人が地域で自立した豊かな暮らしを実現するための地域づくりに取り組んでいきます。



第4節 虐待防止への取組

関係機関と連携し、宮城東部地域自立支援協議会の持つ機能を活用しながら障がいのある人などに対する虐待の未然の防止に努めるとともに、虐待が発生した場合、迅速かつ適切な対応や再発の防止に取り組んでいきます。

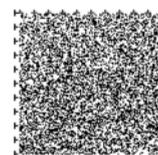
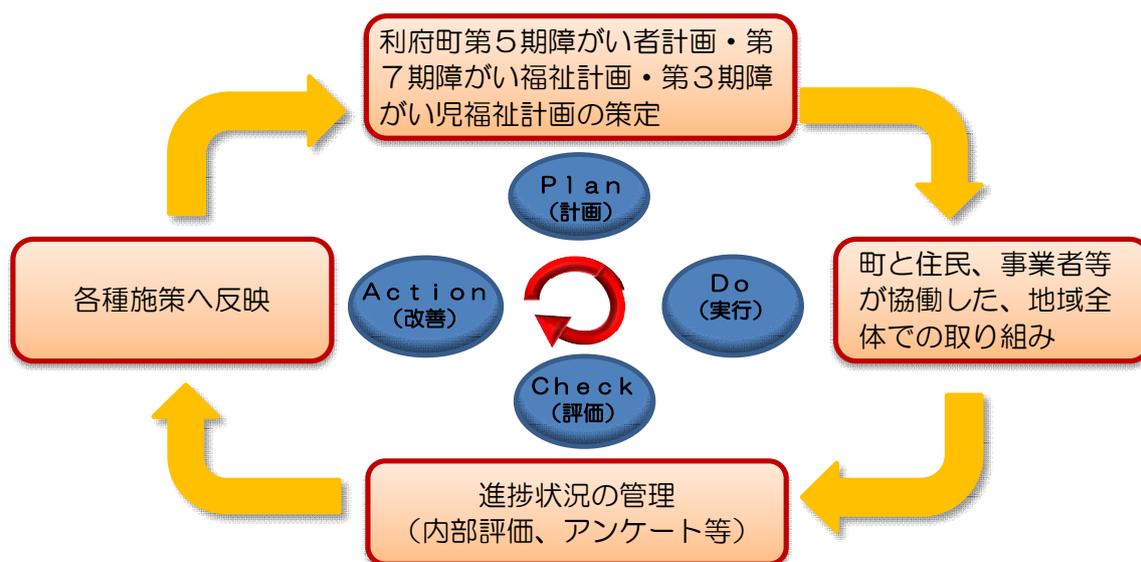
第5節 計画についての広報・啓発の推進

計画について、広く町民の理解や協力を得るために、町の広報紙やホームページなどさまざまな機会を通じて計画の広報・啓発を行います。

第6節 計画の達成状況の点検と評価

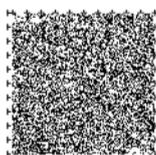
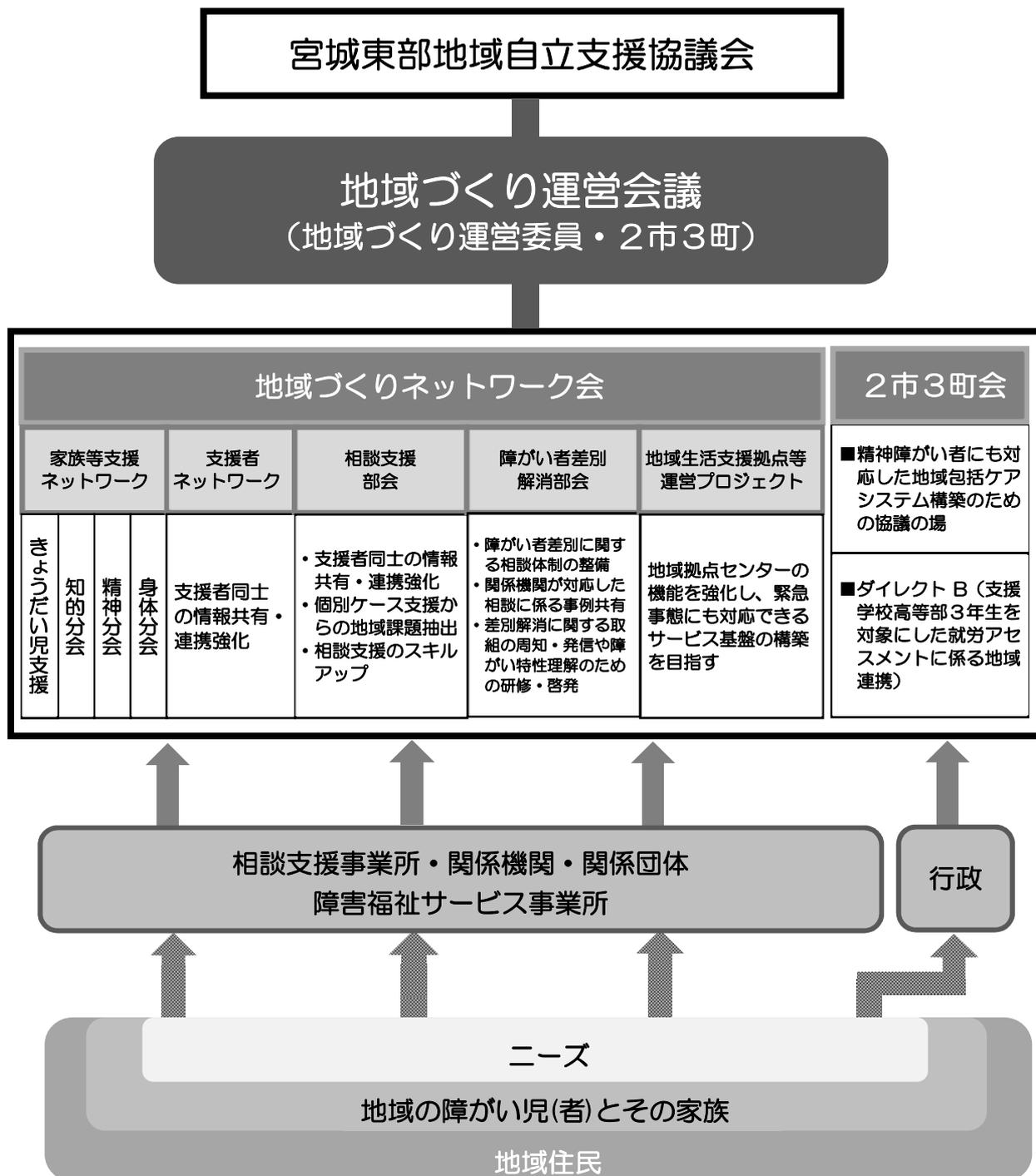
計画の達成状況については、毎年度、点検・評価を行い、進行管理を行います。また、障害福祉サービス等の実態や国・県の動向、近隣市町村の実施状況なども踏まえ検証します。

成果目標及び活動指標については、PDCA サイクル（計画の作成－計画の実施－点検・評価－改善）のプロセスに基づき、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは計画の変更や見直しを行います。



資料編

1 宮城東部地域自立支援協議会の組織図



2 利府町障がい者計画等策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画(以下「障がい者計画等」という)の策定に当たり、幅広い分野の意見又は助言を求めることにより、障がい者の自立及び社会参加の推進を図るため、利府町障がい者計画等策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(聴取事項等)

第2条 懇話会は、委員から次の各号に掲げる事項について意見等を聴取するものとする。

- (1) 利府町障がい者計画に関する事。
- (2) 利府町障がい福祉計画に関する事。
- (3) 利府町障がい児福祉計画に関する事。
- (4) その他町長が必要と認める事項

(組織等)

第3条 懇話会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 障害者及びその家族
- (2) 障害者支援に関し学職経験のある者
- (3) 障害福祉サービス事業所を代表する者
- (4) 障害者支援に関する事業に従事する者
- (5) 前各号のほか、町長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から障がい者計画等の策定が完了する日までとする。

(会議)

第4条 懇話会は必要に応じて町長が招集し、保健福祉部地域福祉課長が進行する。

(報償費等)

第5条 町は、懇話会に出席した委員に対し、予算の定めるところにより報償費及び旅費を支給するものとする。ただし、国若しくは地方公共団体の職員又は申出のあった委員には、支給しないものとする。

(庶務)

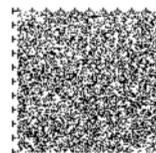
第6条 懇話会の庶務は、保健福祉部地域福祉課障がい福祉係において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

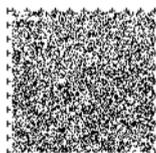
この要綱は、令和5年4月20日から施行する。



3 利府町障がい者計画等策定懇話会委員名簿

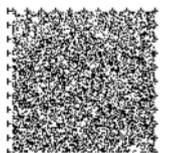
(第5期障がい者計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画策定)

No	職 名	氏 名
1	東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科 准教授	千葉 伸彦
2	利府町社会福祉協議会 障害福祉サービス総括管理者	伊藤 雄介
3	利府町民生委員児童委員協議会 会長	平岡 洋一
4	利府町身体障がい者福祉協会 会長	板橋 健夫
5	利府町手をつなぐ親の会 会長	好井 まり子
6	利府町精神障がい者家族会 会長	鈴木 敏彦
7	認定NPO法人 さわおとの森 地域拠点センターふきのとう 相談支援専門員	竹内 倫明
8	社会福祉法人嶋福祉会 事務局次長兼相談支援専門員	戸部 義泰
9	株式会社 春幸会 つなぐ利府 管理部総務課職員	関口 巧美
10	株式会社 かるみあ 共生型福祉施設 もりのひろば利府園 管理者	門脇 純子
11	宮城県立利府支援学校 地域支援部長	佐藤 かおる
12	宮城県仙台保健福祉事務所 地域福祉部母子・障害第二班 班長	片平 美絵



4 利府町第5期障がい者計画等策定経過

開催（実施）月	会 議 等
令和5年7月	ヒアリング調査の実施 対 象：活動団体、サービス提供事業者、利府支援学校 18 団体
令和5年7月24日	第1回策定懇話会の開催 ・利府町第5期障がい者計画等策定について ・利府町の障がい者の現状について ・ヒアリング調査の結果について ・その他
令和5年10月30日	第2回策定懇話会の開催 ・講話 障害者福祉計画の国の指針等について ・利府町第5期障がい者計画等（計画骨子案）について ・その他
令和5年11月29日	第3回策定懇話会の開催 ・第5期障がい者計画等（計画案）について ・その他
令和5年12月19日	第4回策定懇話会の開催 ・第5期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（計画案）について ・その他
令和6年1月24日～ 令和2月22日	パブリックコメントの実施
令和6年3月18日	庁議 利府町第5期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について決定



5 用語集

ア行

医療的ケア

痰の吸引や経管栄養など、医師の指導のもと、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている医療行為のことです。

インフォーマルなサービス

別名インフォーマルケア。家族や地域住民・ボランティアなどによって行われる相互扶助的な援助です。公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のことです。具体的には、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助等があげられます。

カ行

基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、障がいのある人に対する総合的な相談業務を実施するとともに、地域の実情に応じて地域移行・地域定着への支援、地域の相談支援体制の強化の取組などを行う機関のことです。

サ行

自閉症

自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいであり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

肢体不自由

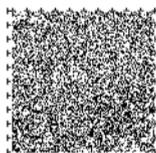
身体障がいの一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障がいがあることをいいます。身体障害者福祉法における障がいの分類では、最も対象者が多いです。

指定難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」において医療費助成の対象となる疾患のことです。令和元年7月1日現在 333 の疾病が指定されています。

障害者基本法

障がい者施策の基本を定めた法律。障がい者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とし、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者福祉に関わる施策の基本となる事項を定めています。



障害者差別解消法

障害者基本法の基本理念に沿って、障がい理由とする差別を解消することを目的とした法律です。障がい者に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務づけています。

障害者就業・生活支援センター

障がい者の身近な地域において、福祉・医療等の関係機関との連絡調整など、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う機関です。障害者雇用促進法に基づき、都道府県が指定することとなっており、宮城県では障害保健福祉圏域ごとに1つずつ(計7か所)設置されています。

障害者職業センター

公共職業安定所(ハローワーク)との密接な連携のもと、障がいのある人に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設です。障害者雇用促進法に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営し、全国47都道府県に設置されています。

障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

平成24年に、障害者自立支援法を改正して成立。障がい者の範囲に難病等を追加し、難病患者等が障害福祉サービスの給付対象に含められるようになりました。

障害者優先調達推進法

障害者就労施設等で就労する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進することを目的に、平成25年4月に施行された法律です。

ジョブコーチ

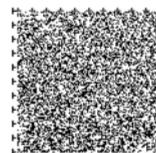
障がい者が職場に適應することを容易にするため、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う者をいいます。障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整えています。

自立支援協議会

障がい者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障がい者・その家族、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、地方公共団体が単独または共同で設置しています。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事の判断する能力が十分でない場合に、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで本人を支援する制度です。成年後見人は、家庭裁判所が最も適任と思われる人を選任します。



夕行

地域活動支援センター

障がい者を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障がい者の自立した地域生活を支援する場です。センターの運営は、障害者総合支援法上、地域生活支援事業として位置づけられています。

地域生活移行

障害者支援施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方などが地域の生活に移行することです。

通級指導教室

小・中学校の通常の学級に在籍する学習障がい等のある児童生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた特別の指導を行うことです。

特別支援学級

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障がいをもつ児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的としています。児童・生徒は障がいに応じた教科指導や障がい起因する困難の改善・克服のための指導を受けます。

特別支援教育

障がいの種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

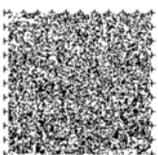
八行

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものです。

バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいいます。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきています。



放課後児童クラブ

児童福祉法の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る施設です。

ヤ行

ユニバーサルデザイン

障がいのあるなしや年齢、性別、人種などに関わらず、多くの人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすることです。

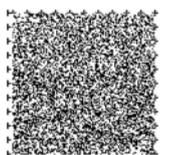
ラ行

リハビリテーション

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指す考え方を指します。

療育手帳

国の要綱に基づき、知的障がいがある人に交付される手帳です。障がいの程度が重度の場合「A」、それ以外の場合「B」と表示されます。



利府町第5期障がい者計画
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

編集／利府町 保健福祉部 地域福祉課

〒981-0112 宮城県宮城郡利府町利府字新並松 4 番地

TEL (022) 767 - 2148 FAX (022) 767 - 2102

